もくじ

ご契約のしおり

「ご契約のしおり」は、ご契約についての重要な事項、諸手続き、税務の取扱いなど、ぜひ知っていただきたい事項をわかりやすくご説明しています。

目的別もくじ …… 3

主な保険用語のご説明 …… 5

お知らせとお願い …… 8

生命保険募集人 …… 8
クーリング・オフ制度（お申込みの撤回など） …… 8
元本欠損が生じる場合 …… 9
保険金額などの削減 …… 9
生命保険契約者保護機構 …… 10
当社の組織形態 …… 12
ご契約お申込みのお手続きの際の留意点 …… 12
本人特定事項などの確認 …… 12
現在のご契約の解約、減額を前提として新たな保険契約へのお申込みを検討しているお客さまへ …… 12
支払査定時照会制度 …… 13
プライバシーポリシー（個人情報保護方針） …… 14

商品のしくみ …… 15

安心２階建てＲ２・年金（外貨建）（年金原資確定部分付変額個人年金保険（通貨指定型）） …… 15
定率部分および運用実績連動部分 …… 17
積立利率 …… 18
市場価格調整 …… 19
特別勘定と投資リスク …… 20
為替リスク …… 21
保険料円貨入金特約 …… 22
保険料外貨入金特約 …… 22
円貨支払特約 …… 22
目標値到達時定額円貨建終身保険移行特約 …… 23
定額終身保険移行特約（移行後通貨指定型） …… 25
年金支払移行特約 …… 27
死亡給付金等の年金払特約 …… 28

死亡給付金および年金のお支払い …… 29

死亡給付金のお支払い …… 29
年金のお支払い …… 29
死亡給付金および年金をお支払いできない場合 …… 31

ご契約に際して …… 32

告知 …… 32
ご契約内容などの確認 …… 32

ご契約の成立と保障の責任開始期 …… 32

ご契約後について …… 33

解約と解約返還金 …… 33
被保険者による保険契約者への解約の請求 …… 35
死亡給付金受取人によるご契約の存続 …… 35
年金支払開始日の繰延べ …… 35
特別勘定の廃止に伴う積立金の移転 …… 35
特別勘定資産の正常な評価ができない場合の取扱い …… 36
保険契約者、年金受取人および死亡給付金受取人などの変更 …… 37
ご契約内容の変更手続き …… 38
年金または死亡給付金のご請求方法 …… 38
年金または死亡給付金のお支払期限 …… 39
死亡給付金のご請求手続きの流れ …… 40
年金または死亡給付金の請求訴訟 …… 41
保険契約者への情報提供 …… 41
生命保険と税金 …… 42

特別勘定の評価方法および運用体制 …… 44

特別勘定の評価方法および運用体制 …… 44

お客さまにご負担いただく諸費用 …… 45

お客さまにご負担いただく諸費用 …… 45

約款・特約条項

「ご契約のしおり」とあわせてご一読され、ご契約内容を正確にご理解いただきますようお願いします。

約款 …… 47

年金原資確定部分付変額個人年金保険（通貨指定型） …… 47

特約条項 …… 66

保険料円貨入金特約 …… 66
保険料外貨入金特約 …… 67
円貨支払特約 …… 68
目標値到達時定額円貨建終身保険移行特約 …… 73
定額終身保険移行特約（移行後通貨指定型） …… 80
年金支払移行特約 …… 84
死亡給付金等の年金払特約 …… 90

説明事項ご確認のお願い …… 裏表紙

「安心２階建てＲ２・年金（外貨建）」のご契約お申込みの際の留意点

募集代理店によっては、保険料をニュージーランドドルでお払い込みいただくことができない場合があります。

目的別もくじ

ご契約にあたって

保険用語の意味がわからない

主な保険用語のご説明 5ページ

申込みを撤回したい

クーリング・オフ制度（お申込みの撤回など） 8ページ

申込みの手続きについて知りたい

ご契約お申込みのお手続きの際の留意点 12ページ

いつから保障が開始されるのか知りたい

ご契約の成立と保障の責任開始期 32ページ

商品のしくみ

商品のしくみについて知りたい

商品のしくみ 15ページ

死亡給付金および年金のお支払い

保障内容について知りたい

死亡給付金のお支払い
年金のお支払い
29ページ

死亡給付金などが受け取れない場合について知りたい

死亡給付金および年金をお支払いできない場合
31ページ

死亡給付金などの請求の流れについて知りたい

年金または死亡給付金のご請求方法
38ページ

死亡給付金のご請求手続きの流れ
40ページ

ご契約後のお取扱い

保険を解約したい

解約と解約返還金
33ページ

年金受取人または死亡給付金受取人を変更したい

保険契約者、年金受取人および死亡給付金受取人などの変更
37ページ

住所や名前が変わった

ご契約内容の変更手続き
38ページ

税金について知りたい

生命保険と税金
42ページ

主な保険用語のご説明

この冊子をお読みいただくにあたって、ご参照ください。

㋑ 移行後基本保険金額

「目標値到達時定額円貨建終身保険移行特約」を付加した場合において、定額円貨建移行日に、到達判定日末における主契約の解約返還金額の円換算額をもとに、定額円貨建移行日における基礎率など（予定利率、予定死亡率など）に基づいて計算した金額のことです。また、「定額終身保険移行特約（移行後通貨指定型）」を付加した場合において、終身保険移行日に、特約申込日末における主契約の解約返還金額または年金原資額（移行後指定通貨が移行前の指定通貨と異なる場合は、移行後指定通貨に換算した金額）をもとに、終身保険移行日における基礎率など（予定利率、予定死亡率など）に基づいて計算した金額のことです。

移行後指定通貨

「定額終身保険移行特約（移行後通貨指定型）」を付加する場合において、特約の締結の際に１つご指定いただく通貨のことです。

移行後保障増額日

「目標値到達時定額円貨建終身保険移行特約」または「定額終身保険移行特約（移行後通貨指定型）」を付加した場合において、死亡給付金額が増額する日のことで、定額円貨建移行日または終身保険移行日の２年後の年単位の応当日となります。

一時払保険料充当金

ご契約のお申込みの際にお払い込みいただくお金のことで、ご契約が成立した場合には、一時払保険料に充当されます。

一般勘定

一般的に、一定の給付が保証され、資産運用に際しても安全性が重視される定額保険にかかわる資産の管理・運用を行うもので、特別勘定とは明確に区分され、管理・運用されています。この保険では、定率部分などにかかわる資産の管理・運用を行います。

�う 運用期間

契約日から年金支払開始日の前日までの期間のことです。

運用実績連動部分

運用期間中、特別勘定で運用し、その部分の積立金額がその特別勘定の運用実績により増減する部分をいいます。

運用実績連動部分の積立金額

運用実績連動部分の基本保険金額と同額を、特別勘定で運用し、特別勘定資産の運用実績により定まる金額のことです。この場合、運用実績連動部分の基本保険金額は、一時払保険料のうち運用実績連動部分に充当する金額をいいます。

㋦ 円貨払込金額

「保険料円貨入金特約」を付加した場合において、円貨によりお払い込みいただくお金のことで、当社所定の為替レートで換算し、指定通貨建の一時払保険料に充当されます。

㋭ 外貨払込金額

「保険料外貨入金特約」を付加した場合において、指定通貨と異なる外貨によりお払い込みいただくお金のことで、当社所定の為替レートで換算し、指定通貨建の一時払保険料に充当されます。

解約返還金

ご契約を解約した場合に、保険契約者にお支払いするお金のことです。

㋖ 基準価額

特別勘定の１口あたりの価格のことで、個々の特別勘定ごとに毎日計算されます。

基本保険金額

死亡給付金を支払う場合に基準となる金額のことで、一時払保険料と同額となります。

㋗ 口

特別勘定における保険契約者の持ち分の単位のことです。

㋘ 契約応当日

保険期間中に迎える契約日に対応する日のことです。年単位の契約応当日といったときは毎年の契約日に対応する日をさします。

契約年齢

ご契約の際の年齢は満年齢で計算し、１年未満の端数については切り捨てます。

契約日

契約年齢・運用期間などを定める基準となる日のことです。この保険では当社が一時払保険料のうち運用実績連動部分の基本保険金額に相当する額を特別勘定に繰り入れる日（＝当社の責任が開始される日から起算して８日後となる日または当社が保険契約の申込みを承諾した日のいずれか遅い日）となります。

㋙ 後継年金受取人

年金支払開始日以後、年金受取人が死亡したときにその年金受取人の一切の権利義務を承継する人のことです。

告知

ご契約のお申込みの際に、保険契約者と被保険者に職業などの当社がおたずねする重要なことがらについてありのままに報告していただくことです。この保険では告知は不要です。

㋕ 市場価格調整

解約などの際に市場金利の変動に応じた運用資産の価値の変動を解約返還金額に反映させるための手法のことで、この保険では定率部分に適用されます。（この手法により、ご契約時と比して市場金利が上昇した場合や市場金利に変動がない場合は解約返還金額が減少し、逆に低下した場合は解約返還金額が増加することがあります。）

指定通貨

ご契約のお申込みの際に１つご指定いただく通貨のことで、「安心２階建てＲ２・年金（外貨建）」では、米ドル、豪ドル、ニュージーランドドルからご指定いただきます。

死亡給付金

被保険者が年金支払開始日前に死亡したときに支払われるお金のことです。

「目標値到達時定額円貨建終身保険移行特約」または「定額終身保険移行特約（移行後通貨指定型）」を付加した場合において、定額円貨建移行日または終身保険移行日以後、被保険者が死亡したときに支払われるお金のことです。

死亡給付金受取人

死亡給付金を受け取る人のことです。

終身保険移行日

「定額終身保険移行特約（移行後通貨指定型）」を付加した場合において、主契約を定額の移行後指定通貨建の終身保険に移行する日のことです。

主契約

保険契約のうち普通保険約款に記載されている契約内容のことです。

㋖ 責任開始期

当社がご契約上の保障を開始する時期のことです。

責任準備金

将来の死亡給付金を支払うために積み立てたもののことです。

㋗ 対顧客電信売相場（TTS）

お客さまが円貨を外貨に替えるときに適用される一般的な為替レートです。

対顧客電信買相場（TTB）

お客さまが外貨を円貨に替えるときに適用される一般的な為替レートです。

対顧客電信売買相場仲値（TTM）

対顧客電信売相場（TTS）と対顧客電信買相場（TTB）の中間の値です。

㋘ 積立金

将来の年金および死亡給付金を支払うために、この保険の定率部分として積み立てた部分および特別勘定で管理・運用されている資産のうちこの保険の運用実績連動部分にかかわる部分を合計したもののことで、積立金額は、定率部分の積立金額および運用実績連動部分の積立金額の合計額となります。

積立利率

運用期間に応じた各通貨の金利スワップレート（固定受け）を指標金利として定めた利率のことで、毎月２回（１日と 16 日）設定し、この保険の定率部分に適用します。

㋙ 定額円貨建移行日

「目標値到達時定額円貨建終身保険移行特約」を付加した場合において、主契約を定額の円貨建終身保険に移行する日のことで、到達判定日の翌々営業日となります。

定率部分

運用期間中、一時払保険料（充当金）を当社が受領する日における積立利率を適用し、その部分の運用期間の満了日の積立金額が、ご契約の際に確定する部分をいいます。

定率部分の積立金額

定率部分の基本保険金額と同額をもとに、ご契約に適用される積立利率および契約日からの経過年月日数に基づき計算する金額のことです。この場合、定率部分の基本保険金額は、年金原資保証率に基づき、一時払保険料のうち定率部分に充当する金額をいいます。

㋚ 到達判定日

「目標値到達時定額円貨建終身保険移行特約」を付加した場合において、判定基準金額に対する主契約の解約返還金額の円換算額の割合が目標値に到達した日をいいます。

特別勘定

一般的に、変額保険にかかわる資産の管理・運用を行うもので、他の保険種類にかかわる資産（勘定）とは明確に区分され、独立して管理・運用されています。この保険では、運用実績連動部分にかかわる資産の管理・運用を行います。

特約

主契約と異なる特別なお約束をする目的や主契約の保障内容を充実させるために、主契約に付加するものです。特約のみでは、契約できません。

ね 年金

年金支払開始日以後、年金支払期間中、被保険者の生存を条件に毎年支払われるお金のことです。

年金受取人

年金を受け取る人のことで、保険契約者または被保険者がなります。

年金現価

将来の年金をお支払いするのに必要な積立金のことで、将来の年金額を所定の利率で割り引いて計算します。

年金原資額

年金の原資のことで、この保険では年金支払開始日の前日末における積立金額となります。

年金原資保証率

ご契約のお申込みの際にご指定いただく、基本保険金額に対する年金支払開始日の前日における定率部分の積立金額の割合のことで、「安心２階建てＲ２・年金（外貨建）」では、運用期間が５年の場合は 100%とし、10 年の場合は指定通貨に応じて 100%、105%、110%または 115%のいずれかをご指定いただきます。この保険では、基本保険金額に年金原資保証率を乗じた金額が年金原資額として確保されます。

年金支払開始日

被保険者の年齢が、年金支払開始年齢に到達する年単位の契約応当日のことです。ただし、年金支払開始日の繰延べが行われた場合は、保険契約者にご指定いただいた日となります。

は 判定基準為替レート

「目標値到達時定額円貨建終身保険移行特約」を付加した場合において、判定基準金額を計算するときに用いる為替レートのことで、当社が一時払保険料（充当金）を受け取った日における対顧客電信売相場（TTS）を上限とする当社所定の為替レートとなります。

判定基準金額

「目標値到達時定額円貨建終身保険移行特約」を付加した場合において、主契約の一時払保険料を判定基準為替レートを用いて円貨に換算した金額のことです。ただし、移行後基本保険金額の減額が行われたときは、判定基準金額も減額されます。

ひ 被保険者

その人の生死などが保険の対象とされる人のことです。

日末

ご契約に関する事務処理が終了し、積立金額など当該契約のその日における内容がすべて確定した時点のことです。

ほ 保険期間

当社がご契約上の保障を開始してから終了するまでの期間のことです。

保険契約者

当社と保険契約を結び、ご契約上のいろいろな権利（契約内容の変更の請求権など）および義務（保険料支払義務など）を持つ人のことです。

保険証券

ご契約の基本保険金額や保険期間などの契約内容を具体的に記載したものです。

保険料

保険契約者からお払い込みいただくお金のことです。

保有口数

特別勘定における保険契約者の持ち分のことです。

も 目標値判定為替レート

「目標値到達時定額円貨建終身保険移行特約」を付加した場合において、主契約の解約返還金額を円貨に換算するときに用いる為替レートのことで、円貨に換算する日における対顧客電信買相場（TTB）を下限とする当社所定の為替レートとなります。

や 約款

ご契約からご契約の消滅までの契約内容を記載したものです。

お知らせとお願い

生命保険募集人

1 保険契約の「媒介」と「代理」

●生命保険募集人が保険契約締結の「媒介」を行う場合は、保険契約のお申込みに対して保険会社が承諾したときに保険契約は有効に成立します。

●生命保険募集人が保険契約締結の「代理」を行う場合は、生命保険募集人が保険契約のお申込みに対して承諾すれば保険契約は有効に成立します。

2 生命保険募集人の権限

●募集代理店の担当者（生命保険募集人）は、お客さまと当社の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権や告知の受領権はありません。したがいまして、保険契約は、お客さまからのお申込みに対して当社が承諾したときに有効に成立します。

●また、ご契約の成立後にご契約内容の変更などをする場合にも、原則としてご契約内容の変更などに対する当社の承諾が必要となります。

クーリング・オフ制度（お申込みの撤回など）

お申込者または保険契約者（以下「お申込者など」といいます。）は、ご契約の申込日または一時払保険料充当金を当社が受け取った日のいずれか遅い日から起算して８日以内（土日、祝日、年末・年始などの休日を含みます。）であれば、当社あての書面での郵便によるお申出によりご契約のお申込みの撤回またはご契約の解除（以下「お申込みの撤回など」といいます。）をすることができます。

1 お申出方法および返金する金額

●お申出先

お申込みの撤回などは、書面の発信時（郵便の消印日付）に効力を生じますので、郵便（はがき、封書（※））により下記住所あてお申し出ください。

※ 個人情報保護の観点から、なるべく封書によりお申し出ください。

〒141－8712
日本郵便株式会社　大崎郵便局　郵便私書箱第 26 号
第一フロンティア生命保険株式会社　お客さまサービスセンター

●記入事項

書面には、以下をご記入ください。

記入事項	記入例
お申込みの撤回などをする旨	私は契約の申込みの撤回を行います。
お申込者などの氏名（自署）	第一（ダイイチ）　太郎（タロウ）　※フリガナをあわせてご記入ください。
お申込者などの住所・電話番号	〒123-4567　○○県○○市××1-2-3　ＴＥＬ○○-××××-○○○○
お払い込みいただいた金額・通貨	○，○○○，○○○　（米ドル・豪ドル・ニュージーランドドル・円）
ご本人名義の返金口座（※）	○○銀行　○○支店　預金種類　1234567　口座名義人　ダイイチ　タロウ

※ 外貨でお受取りになる際には外貨預金口座をご記入ください。取扱金融機関によっては、円貨預金口座をご記入された場合、円貨に両替される場合があります。

●返金する金額

お払い込みいただいた金額を、お払い込みいただいた通貨でお申込者などに全額お返しいたします。

＊ お申込者などが当社特約を用いずに募集代理店で円貨などを指定通貨に両替してお払い込みいただいた場合、指定通貨でお返しいたします。

＊ 外貨でお受取りになる際には、取扱金融機関により諸手数料などの実費をご負担いただく場合があります。

2 取扱いができない場合

●つぎの場合には、お申込みの撤回などの取扱いができません。

①ご契約の内容変更（特約の中途付加など）の場合

②債務履行の担保のための保険契約である場合

3 その他

●当社は、お申込みの撤回などに関して、損害賠償または違約金その他金銭の支払いを請求しません。

●お申込みの撤回などの書面の発信時に死亡給付金の支払事由が生じている場合には、お申込みの撤回などの効力は生じません。ただし、お申込みの撤回などの書面の発信時に、お申込者などが死亡給付金の支払事由が生じていることを知っている場合を除きます。

元本欠損が生じる場合

●この保険は、定率部分については、市場金利の変動に応じた運用資産の価値の変動を解約返還金額に反映させるための市場価格調整を行います。また、運用実績連動部分については、投資リスクがあり、特別勘定の運用実績（株価や債券価格の下落、為替の変動など）により積立金額などが変動（増減）します。さらに、ご契約を解約する際には、解約控除がかかります。したがって、この保険の積立金額、解約返還金額が一時払保険料相当額を下回り、損失が生じるおそれがあります。

●この保険には為替リスクがあり、為替相場の変動により、お支払時の為替レートで円貨に換算した年金原資額、死亡給付金額、解約返還金額がご契約時の為替レートで円貨に換算した一時払保険料相当額を下回り、損失が生じるおそれがあります。

＊ 市場価格調整、投資リスク、解約控除、為替リスクについてはそれぞれP19、20、46、21 をご参照ください。

保険金額などの削減

生命保険会社の業務または財産の状況の変化により、基本保険金額、年金額、給付金額などが削減されることがあります。

保険業法に基づき設立された「生命保険契約者保護機構」に当社は会員として加入しています。会員である生命保険会社が万一経営破綻に陥った場合、「生命保険契約者保護機構」により保険契約者などの保護の措置が図られることとなります。ただし、この措置が図られたとしても、ご契約時にお約束した基本保険金額、年金額、給付金額の削減など、契約条件が変更されることがあります。詳細については、「生命保険契約者保護機構」までお問い合わせください。

生命保険契約者保護機構

「生命保険契約者保護機構」（以下「保護機構」といいます。）の概要は、以下のとおりです。

●保護機構は、保険業法に基づき設立された法人であり、保護機構の会員である生命保険会社が破綻に陥った場合、生命保険に係る保険契約者等のための相互援助制度として、当該破綻保険会社に係る保険契約の移転等における資金援助、承継保険会社の経営管理、保険契約の引受け、補償対象保険金の支払に係る資金援助及び保険金請求権等の買取りを行う等により、保険契約者等の保護を図り、もって生命保険業に対する信頼性を維持することを目的としています。

●保険契約上、年齢や健康状態によっては契約していた破綻保険会社と同様の条件で新たに加入することが困難になることもあるため、保険会社が破綻した場合には、保護機構が保険契約の移転等に際して資金援助等の支援を行い、加入している保険契約の継続を図ることにしています。

●保険契約の移転等における補償対象契約は、運用実績連動型保険契約の特定特別勘定（※１）に係る部分を除いた国内における元受保険契約で、その補償限度は、高予定利率契約（※２）を除き、責任準備金等（※３）の 90%とすることが、保険業法等で定められています。（保険金・年金等の 90%が補償されるものではありません。（※４））

●なお、保険契約の移転等の際には、責任準備金等の削減に加え、保険契約を引き続き適正・安全に維持するために、契約条件の算定基礎となる基礎率（予定利率、予定死亡率、予定事業費率等）の変更が行われる可能性があり、これに伴い、保険金額・年金額等が減少することがあります。あわせて、早期解約控除制度（保険集団を維持し、保険契約の継続を図るために、通常の解約控除とは別に、一定期間特別な解約控除を行う制度）が設けられる可能性もあります。

※１ 特別勘定を設置しなければならない保険契約のうち最低保証（最低死亡保険金保証、最低年金原資保証等）のない保険契約に係る特別勘定を指します。更生手続においては、当該部分についての責任準備金を削減しない更生計画を作成することが可能です。（実際に削減しないか否かは、個別の更生手続の中で確定することとなります。）

※２ 破綻時に過去５年間で常に予定利率が基準利率（注１）を超えていた契約を指します（注２）。当該契約については、責任準備金等の補償限度が以下のとおりとなります。ただし、破綻会社に対して資金援助がなかった場合の弁済率が下限となります。

高予定利率契約の補償率＝90%－{（過去５年間における各年の予定利率－基準利率）の総和÷２}

（注１）基準利率は、生保各社の過去５年間の平均運用利回りを基準に、金融庁長官及び財務大臣が定めることとなっております。現在の基準利率については、当社又は保護機構のホームページで確認できます。

（注２）一つの保険契約において、主契約・特約の予定利率が異なる場合、主契約・特約を予定利率が異なるごとに独立した保険契約とみなして、高予定利率契約に該当するか否かを判断することとなります。また、企業保険等において被保険者が保険料を拠出している場合で被保険者毎に予定利率が異なる場合には、被保険者毎に独立の保険契約が締結されているものとみなして高予定利率契約に該当するか否かの判断をすることとなります。ただし、確定拠出年金保険契約については、被保険者が保険料を拠出しているか否かにかかわらず、被保険者毎に高予定利率契約に該当するか否かを判断することとなります。

※３ 責任準備金等とは、将来の保険金・年金・給付金の支払に備え、保険料や運用収益などを財源として積立てている準備金等をいいます。

※４ 個人変額年金保険に付されている年金原資保証額等についても、その 90%が補償されるものではありません。

■しくみの概略図

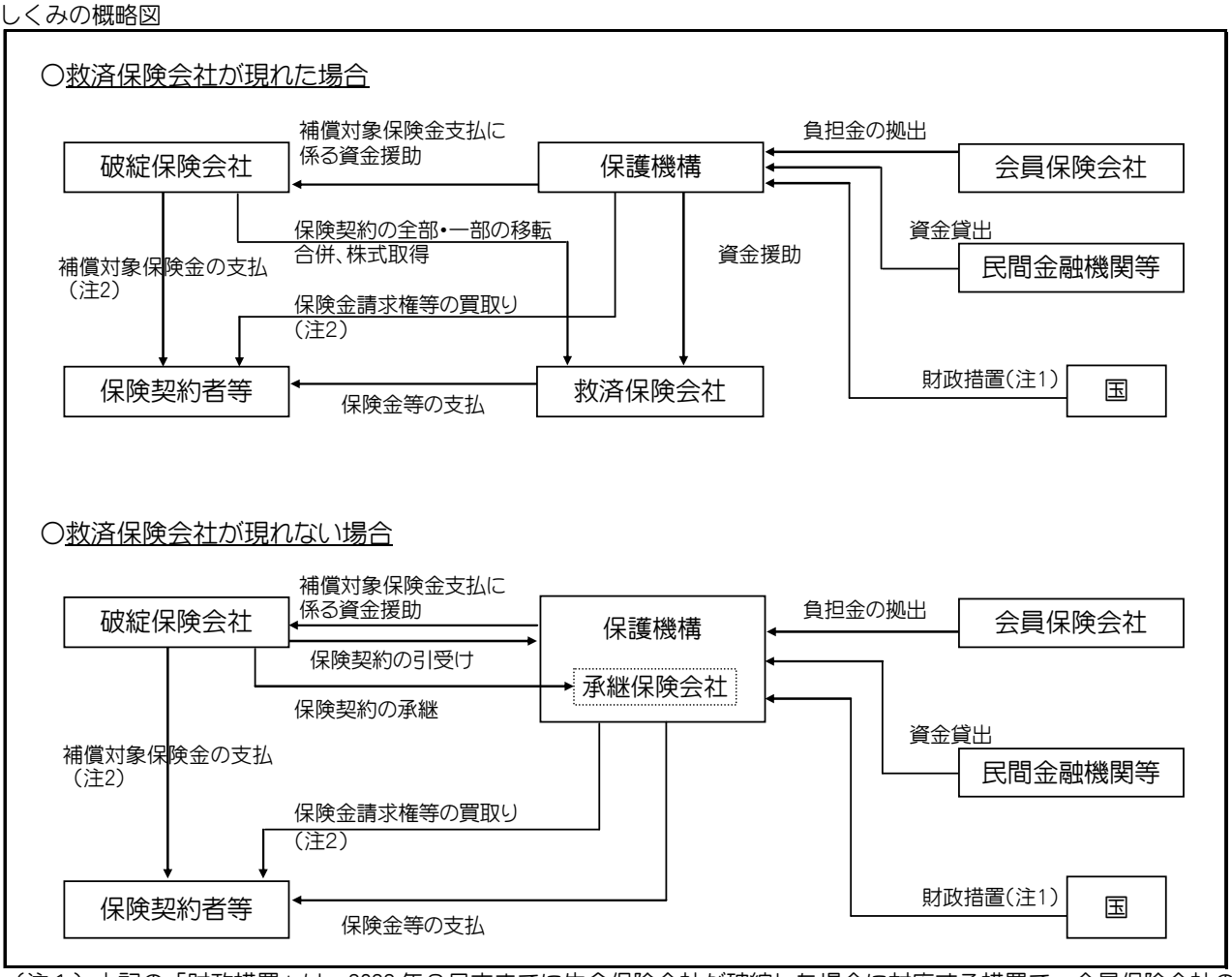

（注１）上記の「財政措置」は、2022 年３月末までに生命保険会社が破綻した場合に対応する措置で、会員保険会社の拠出による負担金だけで資金援助等の対応ができない場合に、国会審議を経て補助金が認められた際に行われるものです。

（注２）破綻処理中の保険事故に基づく補償対象契約の保険金等の支払、保護機構が補償対象契約に係る保険金請求権等を買い取ることを指します。この場合における支払率および買取率については、責任準備金等の補償限度と同率となります。（高予定利率契約については、※２に記載の率となります。）

◇補償対象契約の範囲・補償対象契約の補償限度等を含め、本掲載内容は全て現在の法令に基づいたものであり、今後、法令の改正により変更される可能性があります。

●生命保険会社が破綻した場合の保険契約の取扱いに関するお問い合わせ先

生命保険契約者保護機構　電話　03－3286－2820

受付時間　月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く）　午前 9 時～正午、午後 1 時～午後 5 時

ホームページアドレス　http://www.seihohogo.jp/

当社の組織形態

保険会社の組織形態には「相互会社」と「株式会社」があり、当社は株式会社です。

株式会社は株主の出資により運営されるものであり、株式会社の保険契約者は、相互会社の保険契約者のように「社員」（構成員）として会社の運営に参加することはできません。

ご契約お申込みのお手続きの際の留意点

ご契約お申込みのお手続きに際してご留意いただきたいことがらはつぎのとおりです。

1 お申込み

●お申込内容を十分お確かめのうえ、保険契約者ご自身（被保険者欄は被保険者ご自身）でお手続きください。

2 保険料などのお払込み

●一時払保険料に充当する金額などは、当社の指定した口座に送金することにより、お払い込みください。

3 お申込内容の確認

●ご契約をお引き受けしますと、当社は「保険証券」などをお送りします。お申込みの際の内容と相違していないかどうか、必ずお確かめください。

●万一、内容が相違していたり、ご不審の点がありましたら、すぐにお客さまサービスセンターにご連絡ください。

●「保険証券」は、契約上の諸手続きにかかせないものですので、大切に保管してください。

本人特定事項などの確認

当社では、犯罪による収益の移転防止に関する法律にもとづき、保険契約締結などの際、お客さまの本人特定事項（氏名、住所、生年月日など）、取引を行う目的、職業または事業の内容などの確認を行っております。これは、お客さまの取引に関する記録の保存を行うことで、金融機関などがテロリズムに対する資金供与に利用されたり、マネー・ローンダリングに利用されたりすることを防ぐことを目的としたものです。なお、本人特定事項などを変更されたときは、お客さまサービスセンターまでご連絡ください。

現在のご契約の解約、減額を前提として新たな保険契約へのお申込みを検討しているお客さまへ

ご契約中の保険契約について解約、減額などの契約内容変更をするときには、一般的につぎのような場合、保険契約者にとって不利益となることがあります。

現在のご契約を解約、減額するときの不利益事項

●ご契約中の保険契約の解約返還金は、多くの場合、お払込保険料の合計額より少ない金額となります。特にご契約後短期間で解約したときの解約返還金は、まったくないか、あってもごくわずかです。なお、解約返還金の計算は、個々のご加入生命保険会社・ご契約内容により異なります。また、一定期間のご契約の継続を条件に発生する配当の請求権などを失うこととなる場合があります。

●ご契約中の保険契約のままであればお支払いができる場合であっても、詐欺による取消しや責任開始期の属する日から起算して３年以内に被保険者が自殺したときなど、給付金などが支払われないことがあります。

●ご契約中の保険契約を解約した場合、新たな保険契約の取扱いにかかわらず、いったん解約した保険契約を元に戻すことはできません。また、ご契約中の保険契約を減額した場合、元の契約に戻す（復旧する）取扱いに制限を受けることがあります。

支払査定時照会制度

保険金、年金または給付金（以下「保険金等」といいます。）のご請求に際し、お客さまのご契約内容等を照会させていただくことがあります。

当社は、一般社団法人生命保険協会、一般社団法人生命保険協会加盟の各生命保険会社、全国共済農業協同組合連合会、全国労働者共済生活協同組合連合会および日本コープ共済生活協同組合連合会（以下「各生命保険会社等」といいます。）とともに、お支払いの判断または保険契約もしくは共済契約等（以下「保険契約等」といいます。）の解除、取消しもしくは無効の判断（以下「お支払等の判断」といいます。）の参考とすることを目的として、「支払査定時照会制度」に基づき、当社を含む各生命保険会社等の保有する保険契約等に関する下記の相互照会事項記載の情報を共同して利用しております。

保険金等のご請求があった場合や、これらに係る保険事故が発生したと判断される場合に、「支払査定時照会制度」に基づき、相互照会事項の全部または一部について、一般社団法人生命保険協会を通じて他の各生命保険会社等に照会し、他の各生命保険会社等から情報の提供を受け、また他の各生命保険会社等からの照会に対し、情報を提供すること（以下「相互照会」といいます。）があります。相互照会される情報は下記の相互照会事項に限定され、ご請求に係る傷病名その他の情報が相互照会されることはありません。また、相互照会に基づき各生命保険会社等に提供された情報は、相互照会を行った各生命保険会社等によるお支払等の判断の参考とするため利用されることがありますが、その他の目的のために利用されることはありません。照会を受けた各生命保険会社等において、相互照会事項記載の情報が存在しなかったときは、照会を受けた事実は消去されます。各生命保険会社等は「支払査定時照会制度」により知り得た情報を他に公開いたしません。

当社が保有する相互照会事項記載の情報については、当社が管理責任を負います。保険契約者、被保険者または保険金等受取人は、当社の定める手続きにしたがい、相互照会事項記載の情報の開示を求め、その内容が事実と相違している場合には、訂正を申し出ることができます。また「個人情報の保護に関する法律」に違反して相互照会事項記載の情報が取り扱われている場合、当社の定める手続きにしたがい、当該情報の利用停止あるいは第三者への提供の停止を求めることができます。上記各手続きの詳細については、お客さまサービスセンターにお問い合わせください。

相互照会事項

つぎの事項が相互照会されます。ただし、契約消滅後５年を経過した保険契約等に係るものは除きます。

①被保険者の氏名、生年月日、性別、住所（市・区・郡までとします。）

②保険事故発生日、死亡日、入院日・退院日、対象となる保険事故（左記の事項は、照会を受けた日から５年以内のものとします。）

③保険種類、契約日、復活日、消滅日、保険契約者の氏名および被保険者との続柄、死亡保険金等受取人の氏名および被保険者との続柄、死亡保険金額、給付金日額、各特約内容、保険料および払込方法

上記相互照会事項において、被保険者、保険事故、保険種類、保険契約者、死亡保険金、給付金日額、保険料とあるのは、共済契約においてはそれぞれ、被共済者、共済事故、共済種類、共済契約者、死亡共済金、共済金額、共済掛金と読み替えます。

※ 「支払査定時照会制度」に参加している各生命保険会社名につきましては、一般社団法人生命保険協会ホームページ（http://www.seiho.or.jp/）の「加盟会社」をご参照ください。

プライバシーポリシー（個人情報保護方針）

当社では、お客さまからの信頼を第一と考え、経営品質の向上に向け、個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」といいます。）、保険業法など関係法令等を遵守し、個人情報の保護に努めます。

1 個人情報の利用目的

個人情報は、以下に記載する利用目的の達成に必要な範囲にのみ利用し、それ以外の目的には利用しません。

（1）各種保険契約のお引き受け・ご継続・維持管理、年金・保険金・給付金等のお支払い

（2）当社のグループ会社・関連会社・提携会社を含む各種商品・サービスのご案内・提供、ご契約の維持管理

（3）当社業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実

（4）その他保険に関連・付随する業務

これらの利用目的は、当社ホームページおよびディスクロージャー誌等に掲載するほか、ご本人から直接書面等にて情報を収集する場合に明示いたします。

2 収集・保有する個人情報の種類

収集・保有する個人情報は、氏名、住所、生年月日、性別、職業、健康状態等、前項の利用目的を達成するために必要な個人情報です。

3 個人情報収集の方法

個人情報を収集するにあたっては、個人情報保護法、保険業法、保険契約約款、その他関係法令等に照らし適正な方法によるものとします。

4 個人情報の提供

当社では、次の場合を除いて個人情報を外部に提供することはありません。

（1）ご本人が同意されている場合

（2）法令に基づく場合

（3）保険契約および特約の内容を一般社団法人生命保険協会に登録する等、個人情報保護法に基づき共同利用する場合

（4）業務の一部について、利用目的の達成に必要な範囲内で委託を行う場合

（5）その他個人情報保護法に基づき提供が認められている場合

5 個人情報の保護管理

個人情報は、正確かつ最新の内容を保つよう努め、個人情報を保護するため組織的安全管理措置、人的安全管理措置、および技術的安全管理措置を講じ、適宜見直します。また、当社では「内部統制委員会」を設置し、情報の適正な管理の推進をはかり、個人情報の保護に向けた取組みを行っています。

6 個人情報の開示・訂正等のご請求

個人情報について開示・訂正等のご依頼があった場合は、請求者がご本人であることを確認させていただいたうえで、業務の適正な実施に著しい支障をきたす等特別な理由のない限り速やかに対応いたします。

7 個人情報保護方針の見直し

本方針は、適切な個人情報保護を実施するため、環境の変化等を踏まえ、継続的に見直します。

個人情報の取扱いに関するお問い合わせおよびお申し出については、適切に対応させていただきますので、個人情報の開示・訂正を含め、下記窓口までお問い合わせください。

お客さまサービスセンター

住　　所　東京都品川区大崎 2-11-1 大崎ウィズタワー
電　　話　0120-876-126
営業時間　月曜日～金曜日【祝日、年末・年始などの休日を除く】9:00～17:00

商品のしくみ

安心2階建てＲ２・年金（外貨建）（年金原資確定部分付変額個人年金保険（通貨指定型））

「安心２階建てＲ２・年金（外貨建）」は、一時払保険料を定率部分と運用実績連動部分に分けて運用し、年金支払開始日に年金額を定めるしくみの保険料一時払方式の外貨建の変額年金保険です。

⚠ ・この保険は生命保険であり、預貯金または投資信託などではありません。

■商品のイメージ図（年金原資保証率が100%で、運用実績連動部分の積立金額が契約時に比べ減少した場合）

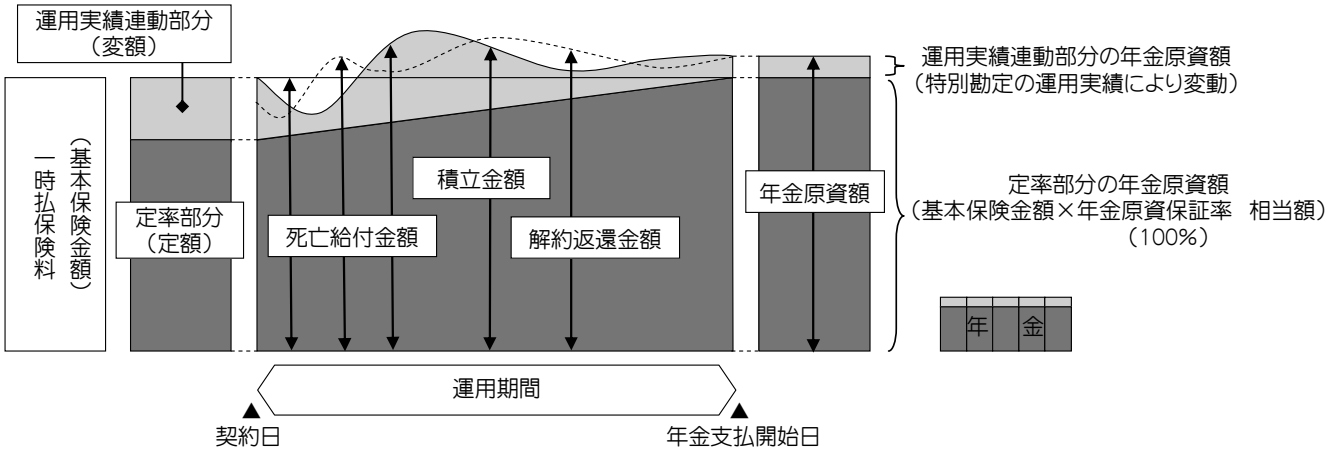

1 年金原資額について、年金原資保証率に応じた額を確保しつつ、更なる上乗せが狙えます

●この保険は、一時払保険料について、定率部分と運用実績連動部分の２つの部分に分けて積み立てを行うしくみ【詳細についてはP17をご参照ください】の保険であり、運用期間は通貨の種類に応じて５年または10年となります。

（1）定率部分について

一時払保険料(充当金)を当社が受け取った日における積立利率を適用し、その部分の運用期間の満了日の積立金額が、指定された年金原資保証率（「安心２階建てＲ２・年金（外貨建）」では、運用期間が５年の場合は100%とし、10年の場合は指定通貨に応じて100%、105%、110%または115%のいずれかをご指定いただきます。）に基づき、ご契約の際に確定する部分をいいます。

＊ この部分の年金原資額がご契約の際に確定していることから、イメージ図ではこの部分を「定額」としています。

（2）運用実績連動部分について

特別勘定で運用し、その部分の積立金額がその特別勘定の運用実績により増減する部分をいいます。

＊ この部分の年金原資額がご契約の際に確定していないことから、イメージ図ではこの部分を「変額」としています。

●この保険の積立金額は、定率部分の積立金額および運用実績連動部分の積立金額の合計額となります。

●積立利率は、運用期間に応じた各通貨の金利スワップレート（固定受け）を指標金利として定めた利率のことで、毎月２回（１日と16日）設定し、この保険の定率部分に適用します。

⚠ ・この保険は、定率部分について市場価格調整【P19をご参照ください】を行うことや、運用実績連動部分について資産の運用を特別勘定で行うことから、積立金額、死亡給付金額、解約返還金額などが変動（増減）します。

・お申込みから一時払保険料（充当金）を当社が受け取った日までの間に積立利率が変更された場合、一時払保険料（充当金）を当社が受け取った日における積立利率が適用されますので、ご注意ください。

2 外貨建の年金保険です

●「安心２階建てＲ２・年金（外貨建）」では、通貨の種類は、米ドル、豪ドル、ニュージーランドドルで、ご契約のお申込みの際に、１つご指定いただきます。

●この保険の保険料のお払込みや年金のお支払いなど、ご契約にかかわる金銭の授受はすべて指定された通貨（指定通貨）で行います。（※）

※ 「保険料円貨入金特約」、「保険料外貨入金特約」または「円貨支払特約」を付加することにより、指定通貨と異なる通貨で金銭の授受を行うことができます。【Ｐ22 をご参照ください】

※ 募集代理店によっては、保険料をニュージーランドドルでお払い込みいただくことができない場合があります。

※ 年金などを外貨でお受取りになる場合には、外貨で受領できる口座をお客さまにご用意いただく必要があります。また、外貨でのお支払いは円貨でのお支払いに比べてお客さまの口座に着金するまでに時間がかかることがあります。

⚠ ・外貨建の年金原資額や死亡給付金額は外貨建の一時払保険料相当額を下回ることはありません。ただし、為替相場の変動による影響があることから、お支払時の為替レートで円貨に換算した年金原資額や死亡給付金額は、ご契約時の為替レートで円貨に換算した一時払保険料相当額を下回り、損失が生じるおそれがあります。

3 年金額について

●年金額は、年金支払開始日の前日末の積立金額（年金原資額）に基づいて定められます。

●年金支払開始日以後は、一般勘定にて資産の運用を行い、年金支払期間中は年金額が変動せず一定となります。

⚠ ・年金額は、ご加入時点で定まるものではありません。年金額は、年金原資額をもとに、年金支払開始日における基礎率など（予定利率など）に基づいて計算されますので、年金支払開始日まで確定しません。

4 死亡給付金額について、基本保険金額と同額が最低保証されています

●年金支払開始日前に被保険者が死亡した場合には、被保険者が死亡した日末の基本保険金額、積立金額または解約返還金額のいずれか大きい額をお支払いします。

5 解約返還金額などが一時払保険料相当額を下回ることがあります

⚠ ・この保険は、定率部分について市場価格調整を行うこと、運用実績連動部分について投資リスクがあること、解約の際に解約控除がかかることなどの理由により解約返還金額などが一時払保険料相当額を下回り、損失が生じるおそれがあります。

・この保険には為替リスクがあり、為替相場の変動により、お支払時の為替レートで円貨に換算した解約返還金額などがご契約時の為替レートで円貨に換算した一時払保険料相当額を下回り、損失が生じるおそれがあります。

＊ 市場価格調整、投資リスク、解約控除、為替リスクについてはそれぞれＰ19、20、46、21 をご参照ください。

6 特別勘定について

●特別勘定については、「特別勘定と投資リスク」（Ｐ20）、「特別勘定の評価方法および運用体制」（Ｐ44）、「特別勘定のしおり」または「契約締結前交付書面（契約概要／注意喚起情報）」をお読みください。

7 目標値到達時定額円貨建終身保険移行特約について

●「目標値到達時定額円貨建終身保険移行特約」を付加することにより、当社所定の期間において、一時払保険料の円換算額に対する主契約の解約返還金額の円換算額の割合が目標値に到達した場合に、主契約を定額の円貨建終身保険に移行することができます。【詳細についてはＰ23 をご参照ください】

8 定額終身保険移行特約（移行後通貨指定型）について

●当社所定の期間において、「定額終身保険移行特約（移行後通貨指定型）」を付加することにより、主契約を特約の締結時にご指定いただいた通貨建の定額の終身保険に移行することができます。【詳細についてはＰ25 をご参照ください】

9 その他

●この保険は無配当保険ですので、契約者配当金はありません。

●この保険には、契約者貸付制度はありません。

定率部分および運用実績連動部分

●この保険では、一時払保険料について、定率部分と運用実績連動部分の２つの部分に分けて積み立てを行います。

■イメージ図（年金原資保証率が 100%で、運用実績連動部分の積立金額が契約時に比べ増加した場合）

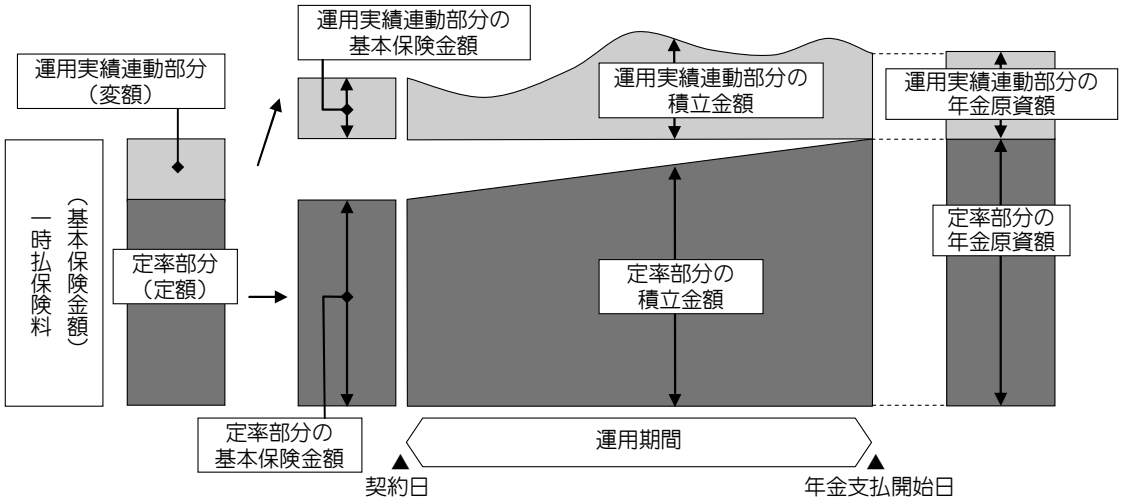

1 定率部分

●定率部分の積立金額とは、定率部分の基本保険金額と同額をもとに、ご契約に適用される積立利率および契約日からの経過年月日数に基づき計算する金額のことをいいます。

●定率部分の基本保険金額とは、一時払保険料のうち定率部分に充当する金額のことをいい、定率部分の年金原資額（基本保険金額に年金原資保証率（※）を乗じた額に相当する額）を確保するためご契約の際に必要となる金額を、適用される積立利率を用いて計算します。

※ 運用期間が５年の場合は 100%とし、10 年の場合は指定通貨に応じて 100%、105%、110%または 115%のいずれかをご指定いただきます。

定率部分の基本保険金額 ＝ この保険の基本保険金額×定率部分の割合（※）

$$\text{※ 定率部分の割合} = \frac{\text{年金原資保証率（100\%、105\%、110\%、115\%）}}{\text{（１＋適用される積立利率）}^{\text{運用期間（年数）}}}$$

＊ 定率部分の基本保険金額の単位は、１米セント、１豪セント、１ニュージーランドセントとし、端数については小数第１位を切り上げます。

＊ 定率部分の割合の単位は 0.1%とし、端数については小数第２位を切り上げます。

2 運用実績連動部分

●運用実績連動部分の積立金額とは、運用実績連動部分の基本保険金額と同額を、特別勘定で運用し、特別勘定資産の運用実績により定まる金額のことをいいます。

●運用実績連動部分の基本保険金額とは、一時払保険料のうち運用実績連動部分に充当する金額のことをいい、この保険の基本保険金額から定率部分の基本保険金額を差し引いて計算します。

運用実績連動部分の基本保険金額 ＝ この保険の基本保険金額－定率部分の基本保険金額

3 定率部分および運用実績連動部分の基本保険金額の計算例

基本保険金額が 100,000 豪ドル、運用期間が 10 年、年金原資保証率が 100%、適用される積立利率が 1.2%の場合の例

定率部分の基本保険金額 ＝ この保険の基本保険金額×$\frac{\text{年金原資保証率}}{\text{（１＋適用される積立利率）}^{\text{運用期間（年数）}}}$

＝ 100,000 豪ドル×$\frac{100\%}{(1+1.2\%)^{10}}$

＝ 100,000 豪ドル×88.8%（※）　※ 小数第２位を切り上げ

＝ 88,800 豪ドル

運用実績連動部分の基本保険金額 ＝ この保険の基本保険金額－定率部分の基本保険金額

＝ 100,000 豪ドル－88,800 豪ドル

＝ 11,200 豪ドル

積立利率

●積立利率は、それぞれの通貨の種類について、運用期間に応じた金利スワップレート（固定受け）（※１）を指標金利とし、当社が積立利率を設定する日の３営業日前の日における直前３日（当社が指標金利を取得する３日に限ります。）の指標金利の平均値に最大1.0%（※２）を増減させた範囲内で当社が定めた率から、保険契約の締結に必要な費用、保険契約の維持などに必要な費用および死亡給付金を支払うための費用を差し引いた利率となり、この保険では、定率部分に適用されます。

積立利率　＝　指標金利の当社所定の期間における平均値＋（－1.0%～＋1.0%）－上記の費用

※１　指定通貨が米ドルの場合は米ドル金利スワップレート（固定受け）、豪ドルの場合は豪ドル金利スワップレート（固定受け）、ニュージーランドドルの場合はニュージーランドドル金利スワップレート（固定受け）となります。

※２　指標金利と実際の運用資産との金利差および積立利率の計算日から実際の運用開始までの金利リスクなどを考慮して、上限を「＋1.0%」、下限を「－1.0%」としています。

●積立利率は、当社ホームページ（http://www.d-frontier-life.co.jp/）の閲覧またはお客さまサービスセンターへの照会により、ご確認ください。

●当社は、上記の金利スワップレート（固定受け）が算出されなくなったときや長期間にわたってこの保険の運用対象と明らかに連動しなくなったときなど、将来の運用情勢の変化によって上記の金利スワップレート（固定受け）を指標金利として用いることが適切でない特別な事情が生じた場合には、主務官庁の認可を得て、指標金利を変更することがあります。この場合、当社は、指標金利を変更する日の２か月前までにその旨を保険契約者に通知します。

●この保険では、年金原資保証率、運用期間、通貨の種類または特別勘定のいずれかが同一で、設定される積立利率が異なる商品があります。他の積立利率が設定されたこの保険の詳細については、当社ホームページの閲覧またはお客さまサービスセンターへの照会により、ご確認ください。

【参考】

■過去の指標金利の推移（2005/1/1～2016/10/31 Bloomberg データより当社が作成）

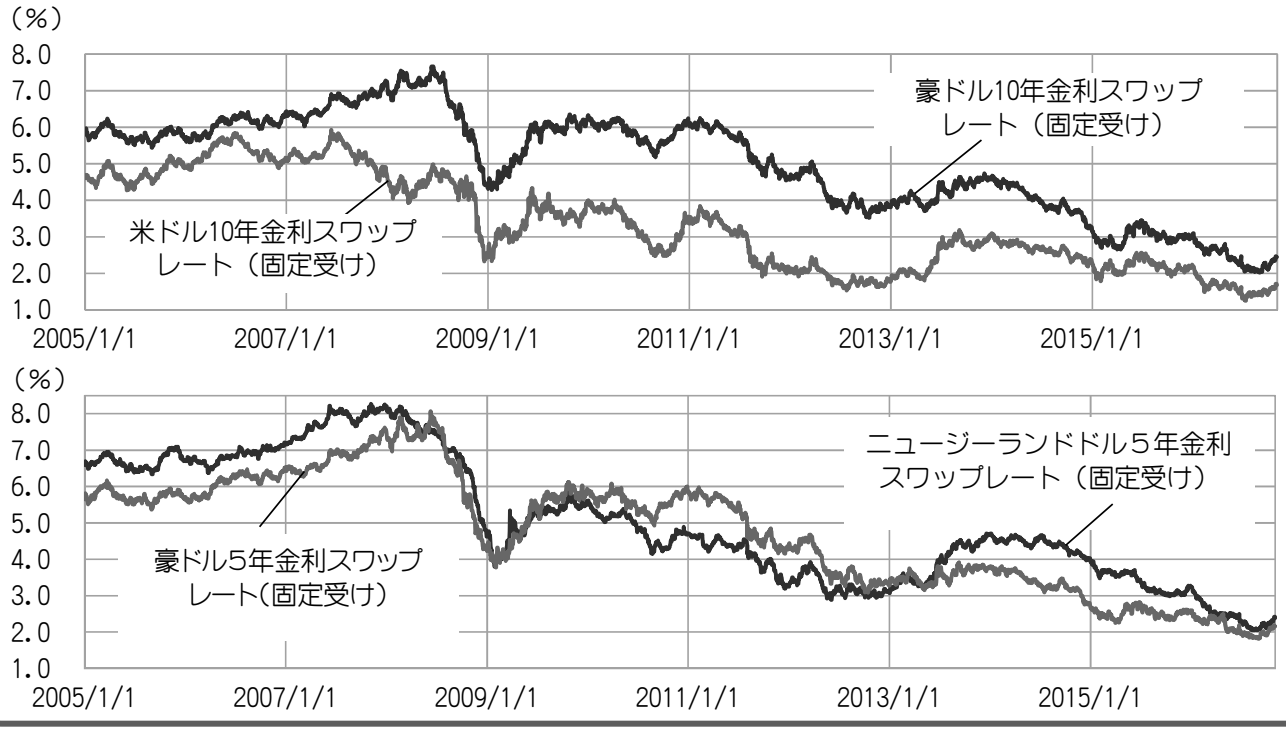

市場価格調整

この保険では、解約をする場合、「目標値到達時定額円貨建終身保険移行特約」を付加していて定額の円貨建終身保険に移行する場合、「定額終身保険移行特約（移行後通貨指定型）」を付加して定額の移行後指定通貨建の終身保険に移行する場合（「終身保険移行日等の通常取扱」に限ります。P25 をご参照ください。）などに、定率部分について市場価格調整を行います。

●市場価格調整とは、市場金利の変動に応じた運用資産の価値の変動を解約返還金額に反映させるための手法のことをいいます。解約返還金額の計算に際して、その時の市場金利に応じて計算される定率部分の運用資産の時価と、契約日からその時までの間に適用された積立利率に基づき計算された定率部分の積立金額とのかい離を調整することで、定率部分の運用資産の価値の変動を解約返還金額に反映させます。

●市場価格調整率は、つぎの算式により計算されます。

$$\text{市場価格調整率} = 1 - \left(\frac{1 + \text{適用されている積立利率（※1）}}{1 + \text{解約返還金計算日の積立利率（※2）} + 0.45\%} \right)^{\text{残存月数（※3）}/12}$$

※1 適用されている積立利率とは、解約返還金計算日にこの保険に適用されている積立利率とします。

※2 解約返還金計算日の積立利率とは、解約返還金計算日にこの保険の一時払保険料（充当金）を当社が受領し、この保険と同一の年金原資保証率、運用期間、通貨および特別勘定が指定された新たな保険を締結すると仮定した場合に、当社の定める方法により計算される、その新たな保険に適用される積立利率とします。

※3 残存月数とは、運用期間の満了日までの月数をいい、1か月未満の端数があるときは、これを切り捨てます。

⚠ ・市場価格調整の手法により、解約などをする際に、ご契約時と比して市場金利が上昇した場合や市場金利に変動がない場合は解約返還金額が減少し、逆に市場金利が低下した場合は解約返還金額が増加することがあります。

●この保険の解約返還金額は、つぎの算式により計算されます。市場価格調整率は定率部分の積立金額に適用されます。【解約返還金額の計算方法の詳細についてはP33 をご参照ください】

解約返還金額
解約返還金計算日末のつぎの金額となります。 **定率部分の積立金額** × （1－**市場価格調整率**） ＋ **運用実績連動部分の積立金額** － **解約控除の額**

特別勘定と投資リスク

1 特別勘定

この保険では、運用実績連動部分について、特別勘定で運用を行います。資産運用の実績が、積立金額、死亡給付金額、解約返還金額などの変動（増減）につながるため、他の保険種類の資産とは区分して資産の管理・運用を行う必要があります。そのため当社は、特別勘定を設け、特別勘定の資産を他の資産とは独立した体制と方針に基づき運用します。

ご契約の際、一時払保険料のうち運用実績連動部分の基本保険金額に相当する額を繰り入れる特別勘定をご指定いただきます。なお、契約成立後は、指定された特別勘定を変更することはできません。

特別勘定に繰り入れられた一時払保険料のうち運用実績連動部分の基本保険金額に相当する額は、個々の特別勘定ごとに運用され、特別勘定の資産から保険契約関係費などの諸費用【詳細はP45 をご参照ください】を差し引いて、日々の特別勘定の資産が評価されます。

保険契約者は特別勘定資産の運用方法について、一切の指図はできません。

⚠
- 特別勘定の資産運用においては、株価や債券価格の下落、為替の変動などによる相応の投資リスクも負うこととなります。したがって、解約返還金額などが一時払保険料相当額を下回ることがあります。
- この保険では、資産運用の成果が直接、積立金額、死亡給付金額、解約返還金額などに反映されることから、資産運用の成果とリスクがともに保険契約者に帰属することとなります。特別勘定における資産運用の成果が保険契約者の期待どおりでなかった場合でも、当社または生命保険募集人などの第三者が保険契約者に何らかの補償・補填をすることはありません。

2 特別勘定群

この保険では、募集代理店ごとに１または２以上の特別勘定を有する特別勘定群が１または２以上設定されています。（給付内容が同一で、選択いただける特別勘定の種類が異なる商品があります。）

この保険に設定された他の特別勘定群および特別勘定の詳細については、当社ホームページ（http://www.d-frontier-life.co.jp/）の閲覧またはお客さまサービスセンターへの照会により、ご確認ください。

3 投資リスク

⚠
- この保険は、運用実績連動部分について、国内株式、先進国株式、新興国株式、国内債券、先進国債券、新興国債券、国内 REIT（不動産投資信託）、先進国 REIT（不動産投資信託）などで実質的に運用されるため、運用実績が積立金額、死亡給付金額、解約返還金額などの増減につながります。
- 株価や債券価格の下落、為替の変動などにより、積立金額、解約返還金額は一時払保険料相当額を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。
- 特別勘定の主な投資リスクには、株価変動リスク、金利変動リスク、REIT（不動産投資信託）の価格変動リスク、為替変動リスク、信用リスク、流動性リスク、カントリーリスク、資産配分リスクなどがあり、特別勘定ごとにその他のリスクもあります。詳細については、「特別勘定のしおり」または「契約締結前交付書面（契約概要／注意喚起情報）」をお読みください。

4 特別勘定の種類と投資方針

特別勘定の種類および投資方針については、「特別勘定のしおり」または「契約締結前交付書面（契約概要／注意喚起情報）」をお読みください。なお、特別勘定の種類と各特別勘定の投資方針については、将来変更することがあります。

また、資産運用関係費は、運用資産額の変動などの理由により、将来変更されることがあります。

為替リスク

●為替相場の変動による価格変動リスクを為替リスクといいます。

●この保険は外貨建ですので、為替相場の変動による影響を受けます。

⚠ ・為替相場の変動により、お支払時の為替レートで円貨に換算した年金原資額、死亡給付金額などが、ご契約時の為替レートで円貨に換算した年金原資額、死亡給付金額などを下回る場合や、ご契約時の為替レートで円貨に換算した一時払保険料相当額を下回り損失が生じる場合があります。

●この保険にかかる為替リスクは、保険契約者、年金受取人または死亡給付金受取人に帰属します。

■為替リスクの例（豪ドルの場合）

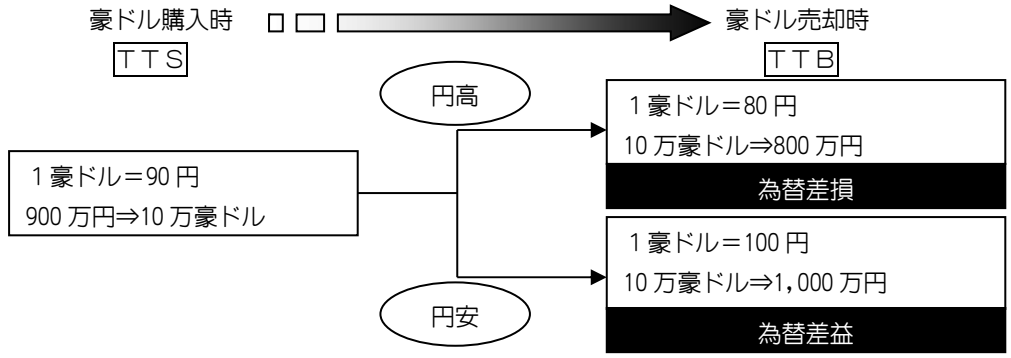

●対顧客電信売相場（TTS）…お客さまが円貨を外貨に替えるときに適用される一般的な為替レートです。

●対顧客電信買相場（TTB）…お客さまが外貨を円貨に替えるときに適用される一般的な為替レートです。

＊ 為替相場に変動がない場合（TTMが同値の場合）でも、TTS・TTBには為替手数料が反映されており、為替レートに差があることから、外貨売却時のお受取額が外貨購入時の円貨額を下回ります。

＊ 対顧客電信売買相場仲値（TTM）…対顧客電信売相場（TTS）と対顧客電信買相場（TTB）の中間の値です。

【参考】

■過去の為替レートの推移（2005/1/1～2016/10/31 Bloombergデータより当社が作成）

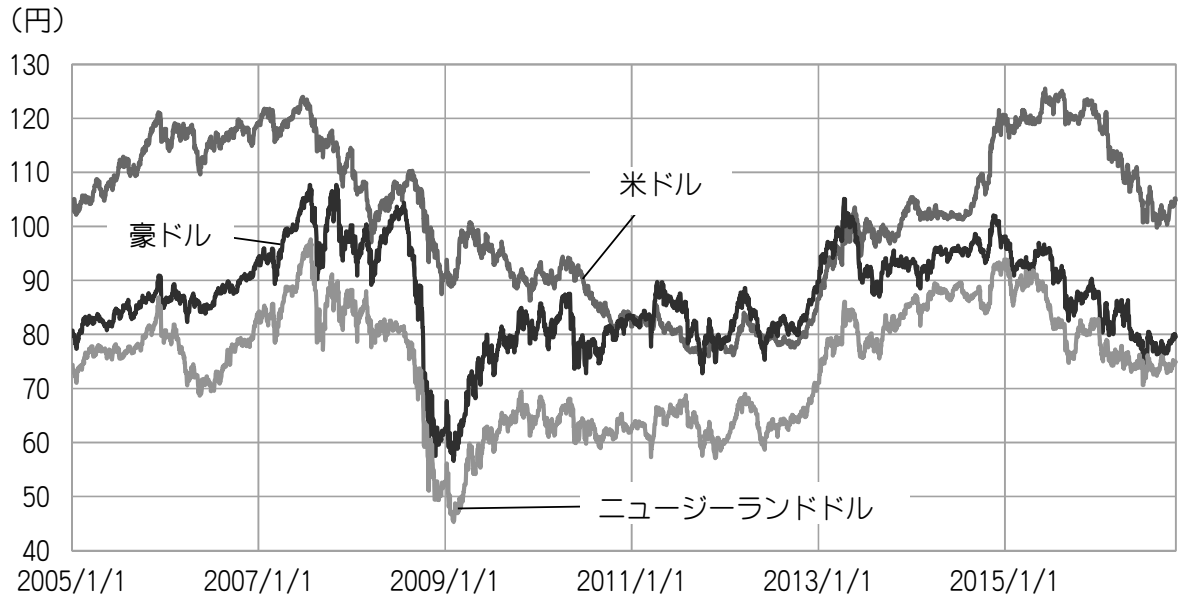

保険料円貨入金特約

この特約を付加することにより、円貨で金銭をお払い込みいただき、その金額を指定通貨建の一時払保険料に充当することができます。

●円貨でお払い込みいただく金額（以下「円貨払込金額」といいます。）の指定通貨建の一時払保険料への換算に適用する為替レートは、円貨払込金額を当社が受領する日（当社に着金する日）における当社が指標として指定する金融機関が公示する対顧客電信売相場（TTS）（※）を上限とする当社所定の為替レート【P45 をご参照ください】となります。

※ １日のうちに対顧客電信売相場（TTS）の公示の変更があった場合は、その日の最初の公示値とします。

●この特約を付加した場合、ご契約時の主契約の基本保険金額は、指定通貨建の一時払保険料と同額となります。

保険料外貨入金特約

この特約を付加することにより、指定通貨と異なる外貨で金銭をお払い込みいただき、その金額を指定通貨建の一時払保険料に充当することができます。

●お払い込みいただける通貨の種類は、指定通貨が米ドルの場合は豪ドル、指定通貨が豪ドルの場合は米ドル、指定通貨がニュージーランドドルの場合は米ドルまたは豪ドルとなります。

●指定通貨と異なる外貨でお払い込みいただく金額（以下「外貨払込金額」といいます。）の指定通貨建の一時払保険料への換算に適用する為替レートは、外貨払込金額を当社が受領する日（当社に着金する日）における当社が指標として指定する金融機関が公示するお払い込みいただく外貨の対顧客電信買相場（TTB）（※）を指定通貨の対顧客電信売相場（TTS）（※）で除すことによって得られるレートを下限とする当社所定の為替レート【P45 をご参照ください】となります。

※ １日のうちに対顧客電信買相場（TTB）または対顧客電信売相場（TTS）の公示の変更があった場合は、その日の最初の公示値とします。

●この特約を付加した場合、ご契約時の主契約の基本保険金額は、指定通貨建の一時払保険料と同額となります。

円貨支払特約

この特約を付加することにより、主契約の年金などを円貨により受け取ることができます。

●この特約は、年金などのご請求の際に、年金受取人などからのお申出により付加できます。

●外貨建の年金などの円貨への換算に適用する為替レートは、下表の円貨に換算する日における当社が指標として指定する金融機関が公示する対顧客電信買相場（TTB）（※）を下限とする当社所定の為替レート【P45 をご参照ください】となります。

※ １日のうちに対顧客電信買相場（TTB）の公示の変更があった場合は、その日の最初の公示値とします。

■お申し出いただく方および円貨に換算する日は、項目ごとにつぎのとおりとなります。

<table>
<tr><th>項目</th><th>お申し出いただく方</th><th>円貨に換算する日</th></tr>
<tr><td>①年金（※１）（※２）</td><td rowspan="2">年金受取人</td><td rowspan="2">年金支払開始日または請求に必要な書類がお客さまサービスセンターに到着した日のいずれか遅い日（※４）</td></tr>
<tr><td>②年金原資額の一時支払</td></tr>
<tr><td>③死亡給付金</td><td>死亡給付金受取人</td><td rowspan="4">請求に必要な書類がお客さまサービスセンターに到着した日（※４）</td></tr>
<tr><td>④解約返還金</td><td>保険契約者</td></tr>
<tr><td>⑤「死亡給付金等の年金払特約」による特約年金（※１）（※２）</td><td>特約年金受取人</td></tr>
<tr><td>⑥「年金支払移行特約」による特約年金（※１）（※２）（※３）</td><td>特約年金受取人</td><td>特約年金支払開始日（※４）</td></tr>
<tr><td>⑦その他の返還金</td><td>保険契約者</td><td>返還金を当社が支払う日</td></tr>
</table>

※１ 「円貨支払特約」の付加は第１回の（特約）年金の請求の際に限ります。また、「円貨支払特約」を付加した場合、以後、外貨で受け取ることはできません。

※２ 「円貨に換算する日」の当社所定の為替レートで、年金支払開始日の前日末の積立金額（①の場合）、死亡給付金額（⑤の場合）または特約年金原資額（⑥の場合）を円貨に換算し、その金額をもとに（特約）年金額を計算します。

※３ 円貨に換算した特約年金額が 30 万円に満たない場合および年金支払期間中に支払われるべき円貨に換算した特約年金の合計額が円貨に換算した特約年金原資額に満たない場合は、「円貨支払特約」の付加は取り扱いません。

※４ その日が、当社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。

目標値到達時定額円貨建終身保険移行特約

この特約を付加することにより、判定期間において、判定基準金額に対する主契約の解約返還金額の円換算額の割合が目標値に到達した場合に、主契約を定額の円貨建終身保険に移行することができます。

●この特約は、主契約の契約日以後、主契約の年金支払開始日（年金支払開始日の繰延べが行われた場合は繰延べ前の年金支払開始日）の２か月前における月単位の契約応当日の前日までに限り、保険契約者からのお申出により付加できます。

●この特約の付加日は、ご契約の締結の際に付加したときは主契約の契約日、ご契約の締結後に付加したときは当社がこの特約の付加のお申込みを承諾した日とします。

●目標値は、この特約の締結の際に、当社の定める範囲で、105%、110%から 200%（10%きざみ）の中から保険契約者にご指定いただきます。また、到達判定日（※）までに限り目標値の変更を取り扱います。なお、変更の場合は、250%および300%についてもご指定いただけます。

※「到達判定日」とは、判定基準金額に対する主契約の解約返還金額の円換算額の割合が目標値に到達した日をいいます。

●判定期間は、主契約の契約日の１年後における年単位の契約応当日（この日後に付加したときは、この特約の付加日）から主契約の年金支払開始日の２か月前における月単位の契約応当日の前日までとします。

●判定期間の各日（※１）において、判定基準金額に対する主契約の解約返還金額（※２）の円換算額の割合が目標値に到達した場合、その到達した日の翌々営業日（以下「定額円貨建移行日」といいます。）に主契約を定額の円貨建終身保険に移行します。

※１ 当社の営業日で当社が指標として指定する金融機関が対顧客電信買相場（TTB）を公示する日に限ります。

※２ 解約返還金額の詳細についてはP33 をご参照ください。

判定基準金額	●主契約の一時払保険料を判定基準為替レートを用いて円貨に換算した金額とします。（ただし、「保険料円貨入金特約」を付加した場合は円貨払込金額とし、「保険料外貨入金特約」を付加した場合は外貨払込金額を判定基準為替レートを用いて円貨に換算した金額とします。）（※１） ●判定基準為替レートは、当社が主契約の一時払保険料（充当金）（ただし、「保険料外貨入金特約」を付加した場合は外貨払込金額とします。）を受け取った日における当社が指標として指定する金融機関が公示する対顧客電信売相場（TTS）（※２）を上限とする当社所定の為替レート（※３）とします。
解約返還金額の円換算額	●主契約の解約返還金額を目標値判定為替レートを用いて円貨に換算した金額とします。 ●目標値判定為替レートは、円貨に換算する日における当社が指標として指定する金融機関が公示する対顧客電信買相場（TTB）（※２）を下限とする当社所定の為替レート（※４）とします。

※１ 主契約に「定額終身保険移行特約（移行後通貨指定型）」が付加されている場合、この特約が主契約に付加される前に移行後基本保険金額を減額していたときおよびこの特約が主契約に付加された後に移行後基本保険金額を減額したときには、判定基準金額については、減額前の移行後基本保険金額と減額後の移行後基本保険金額と同一割合で減額した金額とします。

※２ １日のうちに公示の変更があった場合は、その日の最初の公示値とします。

※３ 「TTM＋50 銭」とします。（2017 年２月現在の数値であり、将来変更することがあります。）

※４ 「TTM－50 銭」とします。（2017 年２月現在の数値であり、将来変更することがあります。）

●この特約の解約は、到達判定日までに限り取り扱います。

●年金支払開始日を繰り延べた場合は、この特約は消滅したものとみなします。

⚠
- 為替相場や市場金利の変動など、市場環境によっては、目標値に到達しない場合があります。目標値については、市場環境をふまえ、ご指定ください。
- 到達判定日から定額の円貨建終身保険に移行するまでの間の解約返還金額は変動（増減）します。

●この特約と「定額終身保険移行特約（移行後通貨指定型）」【詳細はP25 をご参照ください】を付加する場合は、つぎの（1）および（2）のとおり、上記取扱いと異なる部分があります。

（1）「定額終身保険移行特約（移行後通貨指定型）」が付加されている主契約にこの特約を付加する場合

●移行後指定通貨が外貨の場合、この特約は、終身保険移行日以後、終身にわたり、保険契約者からのお申出により付加できます。

＊ 移行後指定通貨が円貨の場合、この特約の付加は取り扱いません。

●主契約に「年金支払移行特約」が付加されている場合、この特約の付加は取り扱いません。

●判定期間は、この特約の付加日から終身とします。

●定額円貨建移行日前に主契約に「年金支払移行特約」を付加した場合は、この特約は消滅したものとみなします。

（2）この特約が付加されている主契約に「定額終身保険移行特約（移行後通貨指定型）」を付加する場合（この特約と「定額終身保険移行特約（移行後通貨指定型）」を同時に付加する場合を含みます。）

●移行後指定通貨が円貨の場合、この特約は消滅したものとみなします。

●判定期間は、終身保険移行日から終身とします。

＊「終身保険移行日等の通常取扱」が行われたときは、「定額終身保険移行特約（移行後通貨指定型）」の特約申込日は目標値の判定を行いません。

●定額円貨建移行日前に主契約に「年金支払移行特約」を付加した場合は、この特約は消滅したものとみなします。

【定額円貨建移行日以後の取扱い】

●ご契約にかかわる金銭のお支払いは、すべて円貨で行います。

●被保険者が死亡した場合には、つぎの金額を死亡給付金額としてお支払いします。

（1）被保険者が定額円貨建移行日から定額円貨建移行日の２年後の年単位の応当日（以下「移行後保障増額日」といいます。）の前日までに死亡した場合は、被保険者が死亡した時の責任準備金額

（2）被保険者が移行後保障増額日以後に死亡した場合は、被保険者が死亡した時の移行後基本保険金額

・移行後基本保険金額は、定額円貨建移行日に、到達判定日末における主契約の解約返還金額の円換算額をもとに、定額円貨建移行日における基礎率など（予定利率、予定死亡率など）に基づいて計算します。この場合、定額円貨建移行日における被保険者の年齢をもとに計算します。

・定額円貨建移行日以後の死亡給付金額は、定額円貨建移行日前の死亡給付金額の円換算額を下回ることがあります。

●移行後基本保険金額は、この特約を付加した既契約の移行後基本保険金額およびその他の終身保険の死亡保険金額などを通算して当社所定の金額を限度とし、その限度をこえることとなる場合には、そのこえる部分に対応する到達判定日末における主契約の解約返還金額の円換算額を保険契約者にお支払いします。

●解約返還金額は、責任準備金額と同額であり、経過月数に応じて計算した金額とします。（市場価格調整は行いません。また、解約控除はかかりません。）

●移行後基本保険金額の減額を取り扱います。(ただし、減額後の移行後基本保険金額が当社所定の金額以上となることを要します。)

■イメージ図（ご契約の締結の際に付加し、目標値を 120%とした場合）

●目標値に到達した場合

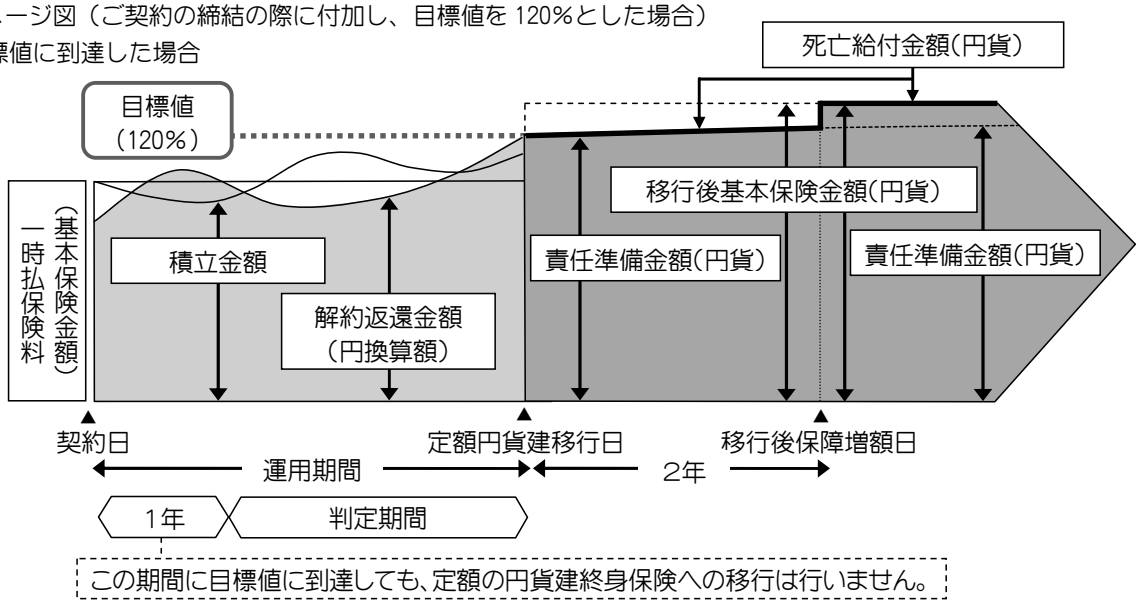

●目標値に到達しなかった場合

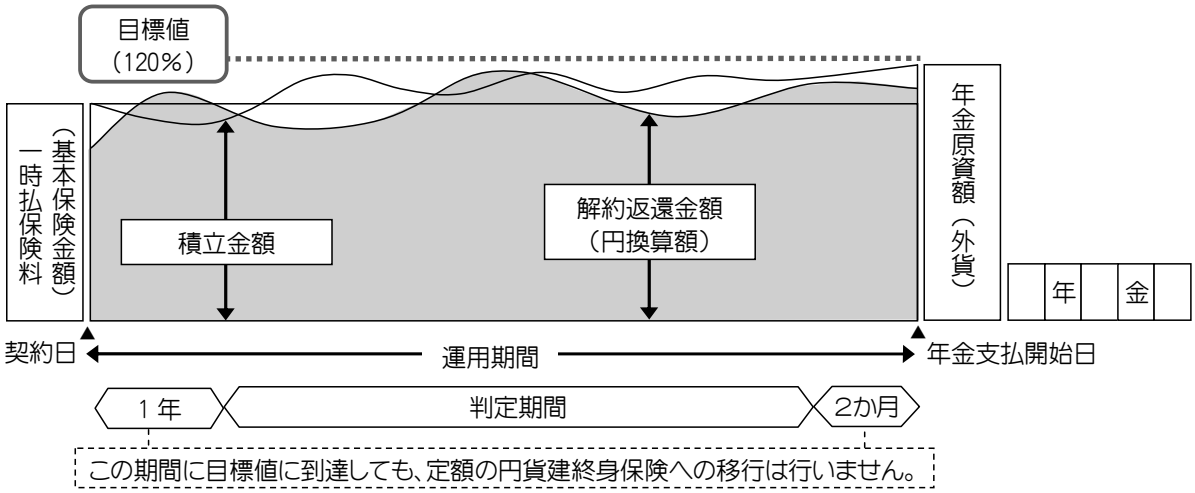

＊ 上記のイメージ図は、定率部分および運用実績連動部分を分けずに記載しています。

定額終身保険移行特約（移行後通貨指定型）

この特約を付加することにより、主契約を特約の締結時に指定した通貨（以下「移行後指定通貨」といいます。）建の定額の終身保険に移行することができます。

●この特約は、保険契約者からのお申出により付加することができます。付加できる時期、定額の移行後指定通貨建の終身保険に移行する日（以下「終身保険移行日」といいます。）はつぎのとおりです。

（1）主契約の契約日から起算して１年経過以後、主契約の年金支払開始日の２か月前における月単位の契約応当日の前日まで付加することができます。この場合、当社がこの特約の付加のお申込みをお客さまサービスセンターで受け付けた日（特約付加の申込書類に不備がある場合は、完備した日とします。以下「特約申込日」といいます。）の翌日を終身保険移行日とします。

（2）主契約の年金支払開始日に付加することができます。この場合、年金支払開始日を終身保険移行日とします。

＊ 終身保険移行日のほか、この特約を付加した時期に応じて取扱が異なる部分があります。
上記（1）の時期に付加した場合の取扱を「終身保険移行日等の通常取扱」と、上記（2）の時期に付加した場合の取扱を「終身保険移行日等の特別取扱」といい、取扱が異なる部分は、各取扱に応じた内容を記載しております。

●特約の締結の際に、当社の定める取扱範囲で移行後指定通貨を１つご指定いただきます。

●「目標値到達時定額円貨建終身保険移行特約」が付加されている場合は、到達判定日までに限り、この特約の付加を取り扱います。

●年金支払開始日の繰延べが行われた場合は、この特約の付加は取り扱いません。

●移行後基本保険金額が当社所定の金額に満たない場合は、この特約の付加は取り扱いません。

■イメージ図（終身保険移行日等の通常取扱の場合で、移行前の指定通貨と移行後指定通貨が同一のとき）

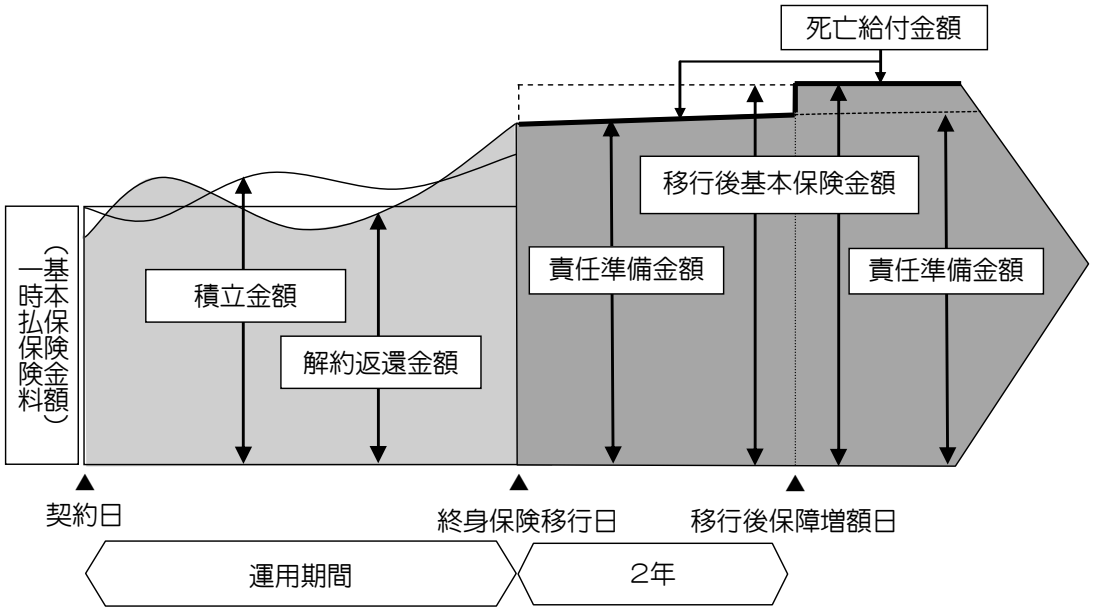

＊ 上記のイメージ図は、定率部分および運用実績連動部分を分けずに記載しています。

【終身保険移行日以後の取扱い】

●ご契約にかかわる金銭のお支払いは、すべて移行後指定通貨で行います。

●被保険者が死亡した場合には、つぎの金額を死亡給付金額としてお支払いします。

（1）被保険者が終身保険移行日から終身保険移行日の２年後の年単位の応当日（以下「移行後保障増額日」といいます。）の前日までに死亡した場合は、被保険者が死亡した時の責任準備金額

（2）被保険者が移行後保障増額日以後に死亡した場合は、被保険者が死亡した時の移行後基本保険金額

⚠
・移行後基本保険金額は、終身保険移行日に、特約申込日末における主契約の解約返還金額（終身保険移行日等の通常取扱の場合）（※１）または年金原資額（終身保険移行日等の特別取扱の場合）（※１）をもとに、終身保険移行日における基礎率など（予定利率、予定死亡率など）に基づいて計算します。この場合、終身保険移行日における被保険者の年齢をもとに計算します。
・終身保険移行日以後の死亡給付金額は、終身保険移行日前の死亡給付金額を下回ることがあります。

※１ 移行後指定通貨が移行前の指定通貨と異なる場合は、当社所定の為替レート（※２）を用いて移行後指定通貨に換算した金額とします。

※２ 移行後指定通貨が外貨の場合は、特約申込日（終身保険移行日等の通常取扱の場合）（※３）または終身保険移行日（終身保険移行日等の特別取扱の場合）（※３）における当社が指標として指定する金融機関が公示する移行前の指定通貨の対顧客電信買相場（TTB）（※４）を移行後指定通貨の対顧客電信売相場（TTS）（※４）で除すことによって得られるレートを下限とし、移行後指定通貨が円貨の場合は、移行前の指定通貨の対顧客電信買相場（TTB）（※４）を下限とします。【P45 をご参照ください】

※３ その日が、当社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。

※４ １日のうちに対顧客電信買相場（TTB）または対顧客電信売相場（TTS）の公示の変更があった場合は、その日の最初の公示値とします。

●移行後基本保険金額は、この特約を付加した既契約の移行後基本保険金額およびその他の終身保険の死亡保険金額などを通算して当社所定の金額を限度とし、その限度をこえることとなる場合には、そのこえる部分に対応する特約申込日末における主契約の解約返還金額（終身保険移行日等の通常取扱の場合）（※）またはそのこえる部分に対応する年金原資額（終身保険移行日等の特別取扱の場合）（※）を保険契約者にお支払いします。

※ 移行後指定通貨が移行前の指定通貨と異なる場合は、移行後指定通貨に換算した金額とします。

●解約返還金額は、責任準備金額と同額であり、経過月数に応じて計算した金額とします。（市場価格調整は行いません。また、解約控除はかかりません。）

●移行後基本保険金額の減額を取り扱います。（ただし、減額後の移行後基本保険金額が当社所定の金額以上となることを要します。）

年金支払移行特約

この特約を付加することにより、将来の死亡給付金のお支払いにかえて、年金支払に移行することができます。

●この特約は、主契約に「目標値到達時定額円貨建終身保険移行特約」または「定額終身保険移行特約（移行後通貨指定型）」が付加されている場合で、その定額円貨建移行日または終身保険移行日以後に限り、保険契約者からのお申出により付加できます。（ただし、被保険者の年齢が 90 歳以下の場合に限ります。）

●特約年金の種類は確定年金とし、この特約のお申込時に、年金支払期間および特約年金受取人を保険契約者にご指定いただきます。

●第１回の特約年金の支払日（以下「特約年金支払開始日」といいます。）は、当社がこの特約の付加のお申込みをお客さまサービスセンターで受け付けた日（特約付加の申込書類に不備がある場合は、完備した日とします。）の翌日となります。第２回以後の特約年金支払日は特約年金支払開始日の年単位の応当日となります。

⚠ ・特約年金額は、特約年金支払開始日の前日の主契約の解約返還金相当額を特約年金原資額として、特約年金支払開始日における基礎率など（予定利率など）に基づいて計算します。

●特約年金額が当社所定の金額に満たない場合および年金支払期間中に支払われるべき特約年金の合計額が特約年金支払開始日の前日の主契約の解約返還金相当額に満たない場合は、この特約の付加は取り扱いません。

●特約年金支払開始日以後、特約年金のお支払いにかえて、特約年金の一括払を請求することもできます。

●この特約を付加した場合、主契約の解約およびこの特約のみの解約は取り扱いません。

【特約年金のお支払い】

	お支払事由	お支払額	受取人
確定年金	被保険者が年金支払期間（※）中の毎年の特約年金支払日に生存しているとき	特約年金額	特約年金受取人
	被保険者が特約年金支払開始日から年金支払期間中の最後の特約年金支払日の前日までに死亡したとき	残余年金支払期間の未払特約年金の現価	特約年金受取人

※ ３年、５年および 10 年の中から年金支払期間を選択いただきます。

■イメージ図

（「目標値到達時定額円貨建終身保険移行特約」が付加されていて、定額円貨建移行日以後にこの特約を付加した場合）

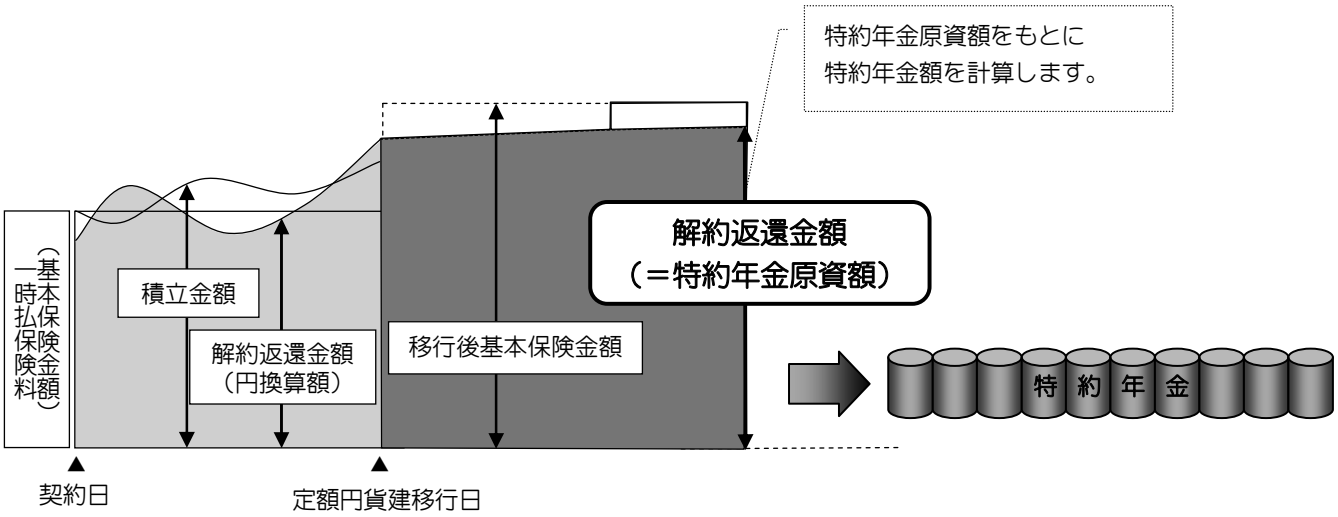

＊ 上記のイメージ図は、定率部分および運用実績連動部分を分けずに記載しています。

死亡給付金等の年金払特約

この特約を付加することにより、死亡給付金を一時金にかえて年金で受け取ることができます。

●この特約は、死亡給付金の支払事由の発生前に限り、保険契約者からのお申出により付加できます。

●特約年金の支払回数は、この特約のお申込時に当社所定の回数（５回、10 回、15 回、20 回、25 回、30 回、35 回、40 回）から選択いただきます。また、死亡給付金の支払事由の発生前で当社所定の基準を満たす場合に限り、支払回数の変更を取り扱います。（※１）

●第１回の特約年金の支払日（以下「特約年金支払開始日」といいます。）は死亡給付金の支払事由が生じた日となります。第２回以後の特約年金の支払日は特約年金支払開始日の年単位の応当日となります。

⚠ ・特約年金額は、この特約の付加時点で定まるものではありません。特約年金額は、死亡給付金額を年金原資額として、死亡給付金の支払事由が生じた日における基礎率など（予定利率など）に基づいて計算します。（特約年金受取人が複数の場合は、各特約年金受取人についてそれぞれ計算します。）

●特約年金額が当社所定の金額（※２）に満たないときは、その特約年金受取人について、特約年金のお支払いにかえて、死亡給付金を一時金にてお支払いします。なお、特約年金受取人が複数の場合は、各特約年金受取人についてそれぞれ当社所定の金額（※２）とします。

●特約年金受取人は、年金支払期間中、将来の特約年金のお支払いにかえて特約年金の未支払分の現価の一時支払を請求することができます。（特約年金受取人が複数の場合は、特約年金受取人ごとに請求することができます。）

●この特約の解約は、死亡給付金の支払事由の発生前に限り取り扱います。

※１ 死亡給付金の支払事由の発生後であっても、特約年金額が当社所定の金額（※２）に満たない特約年金受取人がいる場合で、変更後の回数により新たに計算した特約年金額が当社所定の金額（※２）以上となるときは、その特約年金受取人にお支払いする特約年金の支払回数の変更を取り扱います。

※２ 指定通貨に応じて、3,000 米ドル、3,000 豪ドル、3,000 ニュージーランドドル。また、円貨の場合は 30 万円。

■イメージ図

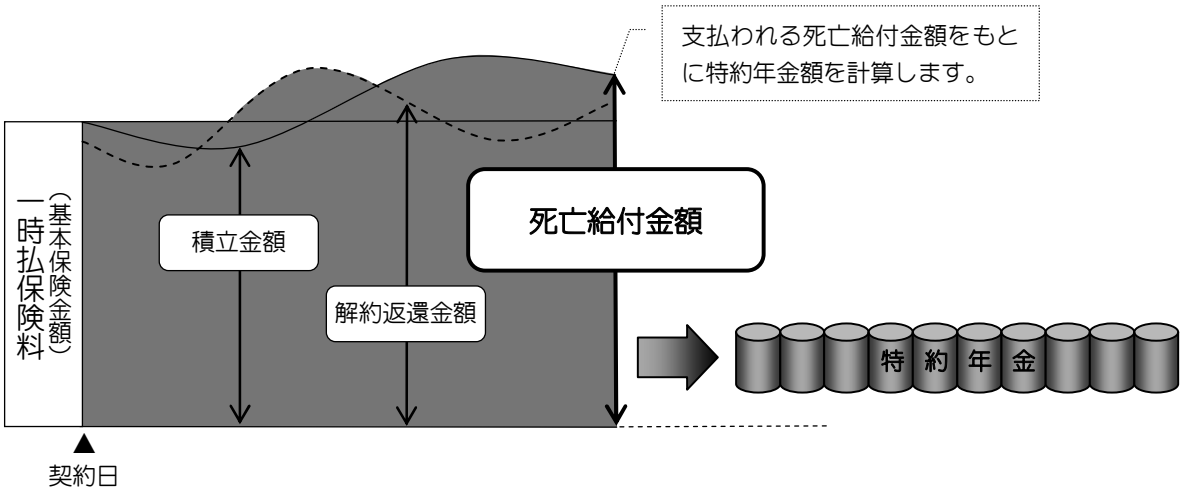

＊ 上記のイメージ図は、定率部分および運用実績連動部分を分けずに記載しています。

「円貨支払特約」、「目標値到達時定額円貨建終身保険移行特約」、「定額終身保険移行特約（移行後通貨指定型）」、「年金支払移行特約」および「死亡給付金等の年金払特約」については、2017 年２月現在のお取扱いをご説明しており、将来変更することがあります。ご契約後に特約の付加を検討される場合は、お客さまサービスセンターにご連絡ください。

死亡給付金および年金のお支払い

死亡給付金のお支払い

1 死亡給付金のお支払い

	お支払事由	お支払額	受取人
死亡給付金	被保険者が年金支払開始日前に死亡したとき	被保険者が死亡した日末のつぎのいずれか大きい金額 ①基本保険金額 ②積立金額 ③解約返還金額	死亡給付金受取人

2 死亡給付金等の年金払特約について

●「死亡給付金等の年金払特約」【P28 をご参照ください】を付加することにより、死亡給付金について一時金にかえて、年金（特約年金）でお受け取りいただくことができます。

年金のお支払い

	お支払事由	お支払額	受取人
確定年金	被保険者が年金支払期間中の毎年の年金支払日に生存しているとき	年金額	年金受取人
	被保険者が年金支払開始日から年金支払期間中の最後の年金支払日の前日までに死亡したとき	残余年金支払期間の未払年金の現価（※１）	年金受取人（ただし年金受取人が被保険者のときは後継年金受取人（※２））
	年金受取人が年金支払開始日から年金支払期間中の最後の年金支払日の前日までに一括払を請求したとき	残余年金支払期間の未払年金の現価	年金受取人

※１ 未払年金の現価のお支払いにかえて、残余年金支払期間分の年金を継続して受け取ることもできます。

※２ 保険契約者は、年金支払開始日以後に年金受取人が死亡した場合に新たに年金受取人となる方（後継年金受取人）をあらかじめ指定することができます。年金支払開始日以後に年金受取人が死亡した場合で、後継年金受取人の指定がないときは、年金受取人の死亡時の法定相続人が後継年金受取人となります。

1 年金のお支払い

●年金支払開始日以後は特別勘定での資産の運用は行わず、一般勘定において運用し、毎年所定の年金額をお支払いします。

●年金支払開始日以後、被保険者が年金支払日に生存しているときには、年金を年金受取人にお支払いします。

●年金支払開始日以後、年金のお支払いにかえて、年金の一括払を請求することもできます。

2 年金支払開始日における年金原資額の一時支払

●年金支払開始日に被保険者が生存している場合に限り、年金（第１回の年金を含みます。）のお支払いにかえて、年金原資額の一時支払を選択することができます。この場合、年金原資額を年金受取人にお支払いし、保険契約はそのお支払いを行ったときに消滅します。

3 年金額

⚠ ・年金支払開始日の前日末における積立金額をもとに、年金支払開始日における基礎率など（予定利率など）に基づいて年金額が計算されます。したがって、ご契約時には将来受け取る年金額は定まっていません。

4 年金のお支払いを行わない場合について

⚠

・年金額が当社所定の金額（指定通貨に応じて、3,000 米ドル、3,000 豪ドル、3,000 ニュージーランドドル。また、円貨の場合は 30 万円。）に満たない場合（年金支払期間が３年の場合を除きます。）（※）および年金支払期間中に支払われるべき年金の合計額が年金原資額に満たない場合は、年金のお支払いを行いません。この場合、保険契約は年金支払開始日の前日に保険期間が満了して消滅したものとし、年金原資額を保険契約者にお支払いします。

※ 年金原資額、年金支払期間、年金受取開始時の市場環境などの状況によっては年金額が当社所定の金額（指定通貨に応じて、3,000 米ドル、3,000 豪ドル、3,000 ニュージーランドドル。また、円貨の場合は 30 万円。）に満たない場合があります。

5 年金の種類

○確定年金

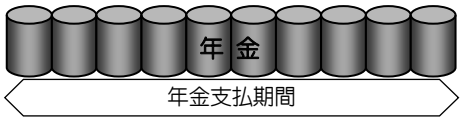

＊ 年金支払期間 10 年の場合の例

●あらかじめ定めた一定期間、年金をお支払いします。年金支払期間は３年、５年、10 年から選択いただきます。

●年金支払期間中に被保険者が死亡した場合、残りの年金支払期間の未払年金現価をお支払いします。この場合、未払年金現価のお受取りにかえて、年金を継続して受け取ることもできます。

死亡給付金および年金をお支払いできない場合

・つぎの場合、死亡給付金および年金をお支払いできないことがあります。また、死亡給付金および年金のお支払いのご請求に際して、事実の確認をさせていただくことがあります。

	免責・消滅事由	返還金の取扱い	
		金額	返還先
免責となる場合（死亡給付金）	①ご契約の責任開始期の属する日から起算して３年以内に被保険者が自殺したとき（※１）	被保険者が死亡した日末の積立金額または解約返還金額のいずれか大きい額	保険契約者
	②保険契約者の故意によるとき（①の場合を除きます。）	被保険者が死亡した日末の解約返還金と同額	保険契約者
	③死亡給付金受取人の故意によるとき（①および②の場合を除きます。）	被保険者が死亡した日末の積立金額または解約返還金額のいずれか大きい額（※２）	保険契約者
	④戦争その他の変乱によるとき	被保険者が死亡した日末の積立金額または解約返還金額のいずれか大きい額（※３）	保険契約者
ご契約が消滅する場合	⑤重大事由によりご契約が解除されたとき	解除の通知を発信した日末の解約返還金と同額。ただし、被保険者死亡のときは死亡した日末の解約返還金と同額。また、年金支払開始日以後は年金の一括払に準じた金額。	保険契約者（年金支払開始日以後は年金受取人）
	⑥詐欺によるものとして、当社がご契約を取り消したとき	なし（保険料の払戻しはありません。）	なし
	⑦死亡給付金の不法取得目的によるものとして、ご契約が無効になったとき	なし（保険料の払戻しはありません。）	なし

※１ 自殺に際して心神喪失ないしこれと同程度の著しい精神障害があり、自己の生命を絶つ認識がなかったと認められるときは、死亡給付金をお支払いすることがあります。

※２ 死亡給付金の一部の受取人の故意によるときは、死亡給付金のうち、その受取人に支払われるべき金額を差し引いた残額を他の死亡給付金受取人にお支払いします。この場合、ご契約のうち支払われない部分については、その部分の積立金額または解約返還金額のいずれか大きい額を保険契約者にお支払いします。

※３ 該当する被保険者の数の増加がこの保険の計算基礎に及ぼす影響が少ない場合には、その程度に応じ、死亡給付金の全額もしくは一部をお支払いすることがあります。（この場合の支払額は、被保険者が死亡した日末の積立金額または解約返還金額のいずれか大きい額を下回ることはありません。）

■重大事由とはつぎの場合をいいます。（免責・消滅事由⑤の内容）

（1）保険契約者または死亡給付金受取人がご契約の死亡給付金を詐取する目的または第三者に詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をした場合

（2）このご契約の死亡給付金の請求に関し、死亡給付金受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があった場合

（3）保険契約者、被保険者または年金受取人もしくは死亡給付金受取人が反社会的勢力（※４）に該当すると認められるとき、またはこれらの反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係（※５）を有していると認められるとき

※４ 暴力団、暴力団員（脱退後５年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員または暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。

※５ 反社会的勢力に対する資金などの提供もしくは便宜の供与、反社会的勢力の不当な利用を行うことなどをいいます。また、保険契約者または年金受取人もしくは死亡給付金受取人が法人の場合は、反社会的勢力による企業経営の支配または実質的な関与があることもいいます。

（4）（1）～（3）のほか、当社の保険契約者、被保険者または年金受取人もしくは死亡給付金受取人に対する信頼を損ない、このご契約の存続を困難とする上記と同等の重大な事由がある場合

＊ 上記に定める事由が生じた後に、年金または死亡給付金のお支払事由が生じていたときは、当社は年金または死亡給付金をお支払いしません。（（3）の事由にのみ該当した場合で、該当した者が複数の受取人のうち一部のみであったときに限り、年金または死亡給付金のうち、（3）に該当した一部の受取人にお支払いすることとなっていた年金または死亡給付金を除いた額を、他の受取人にお支払いします。この場合、ご契約のうち支払われない部分については、その部分の解約返還金と同額の返還金（年金支払開始日以後は年金の一括払に準じた金額）を保険契約者（年金支払開始日以後は年金受取人）にお支払いします。）また、すでに年金または死亡給付金をお支払いしていたときは、その返還を請求します。

ご契約に際して

告知

この保険のご契約に際しては、保険契約者および被保険者に対し、告知を求めません。

ご契約内容などの確認

ご契約のお申込み後または死亡給付金などのご請求があったときに、当社社員または当社が委託した者が、お申込みの事実やご契約内容またはご請求内容などについて確認させていただくことがあります。

ご契約の成立と保障の責任開始期

ご契約は、お客さまのお申込みと当社の承諾によって成立します。当社がお客さまのお申込みを承諾した場合には、保険証券の交付を行い承諾の通知といたします。この場合、一時払保険料（充当金）を当社が受け取った時から保険契約上の保障が開始されます。

責任開始期を図示すると、つぎのとおりとなります。

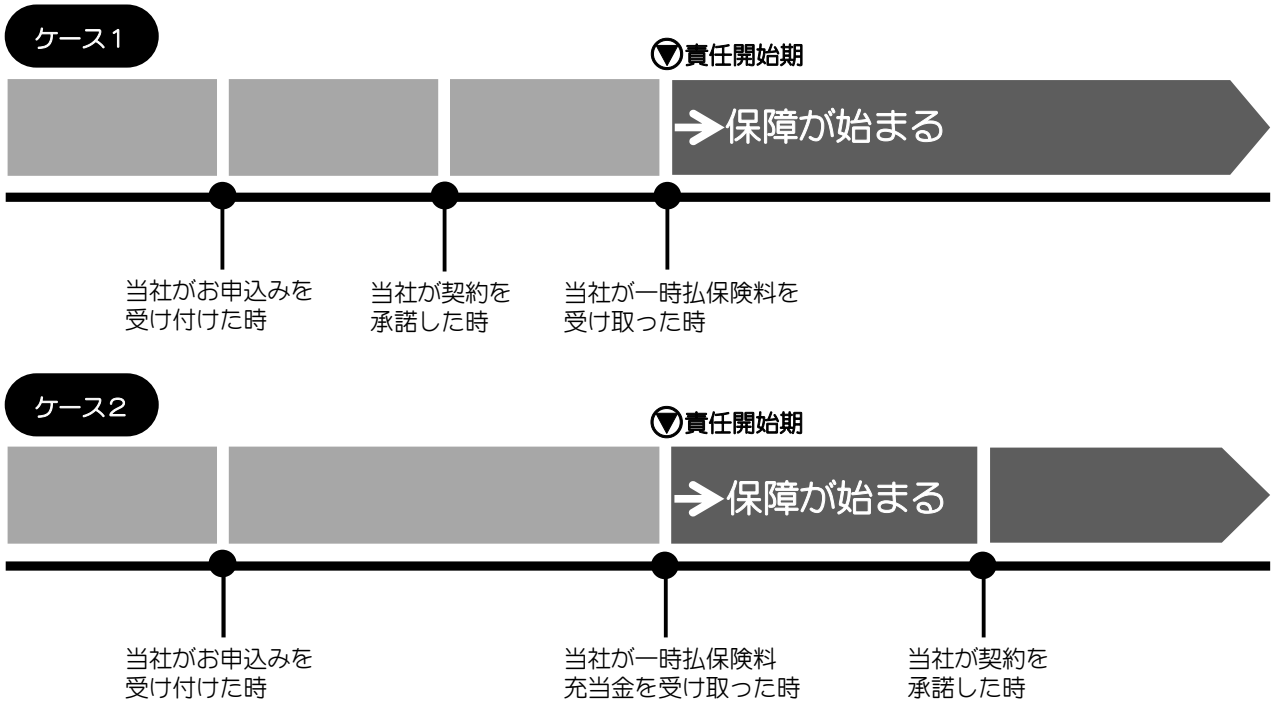

■特別勘定による運用の開始時期について

⚠

・当社は、当社の責任が開始される日から起算して８日後となる日または当社が保険契約の申込みを承諾した日のいずれか遅い日末に一時払保険料のうち運用実績連動部分の基本保険金額に相当する額を特別勘定に繰り入れ、その翌日から特別勘定による運用を開始します。（保有口数の算出日は当社が一時払保険料のうち運用実績連動部分の基本保険金額に相当する額を特別勘定に繰り入れる日となります。）したがって、必ずしも一時払保険料をお払い込みいただいた日から起算して８日後となる日が、一時払保険料のうち運用実績連動部分の基本保険金額に相当する額を特別勘定に繰り入れる日になるとは限りませんので、ご注意ください。

■契約日について

●この保険の契約日は、当社が一時払保険料のうち運用実績連動部分の基本保険金額に相当する額を特別勘定に繰り入れる日となります。

ご契約後について

解約と解約返還金

1 解約

●年金支払開始日前に限り、ご契約を解約することができます。（なお、基本保険金額の減額の取扱いはありません。）

●ご契約を解約する場合は、当社所定の請求書類をご提出ください。請求書類が当社に到着した日（書類に不備がある場合は、完備した日とします。）に解約の効力が生じます。

●ご契約を解約した場合、その保険の持つ効力はすべて失われます。

●請求書類がお客さまサービスセンターに到着した日（書類に不備がある場合は、完備した日とします。）を解約返還金計算日とし、その日末の積立金額を基準として解約返還金額を計算します。

2 解約返還金

●ご契約を解約した場合には、解約返還金が支払われます。

●解約返還金額は、解約返還金計算日末における、つぎの（1）と（2）を合計した額から、（3）の額を差し引いて計算されます。

（1） 定率部分の積立金額×（１－市場価格調整率）

（2） 運用実績連動部分の積立金額

（3） 解約控除の額（この保険の基本保険金額に解約控除率（※）を乗じた額）

※ 解約控除率は、運用期間が５年の場合は経過年数に応じて 5.0%～1.0%、運用期間が 10 年の場合は経過年数に応じて 8.5%～0.9%となります。詳細についてはP46 をご参照ください。

■（1）の額の計算例（指定通貨が豪ドル、運用期間が 10 年の場合）

契約日から５年（60 か月）を経過した年単位の契約応当日の前日に解約返還金額を計算する前提の例

<table>
<tr>
<td>●例１
・定率部分の積立金額（①） 100,000 豪ドル
・適用されている積立利率（②） 1.2%
・解約返還金計算日の積立利率（③） 1.7%
・残存月数（④＝120 か月－60 か月） 60 か月</td>
<td>●例２
・定率部分の積立金額（①） 100,000 豪ドル
・適用されている積立利率（②） 1.2%
・解約返還金計算日の積立利率（③） 0.7%
・残存月数（④＝120 か月－60 か月） 60 か月</td>
</tr>
<tr>
<td>（1）の額 ＝ ①×（１－市場価格調整率）
＝ 100,000 豪ドル×（１－4.56%）
＝ 95,440 豪ドル</td>
<td>（1）の額 ＝ ①×（１－市場価格調整率）
＝ 100,000 豪ドル×（１－（－0.25%））
＝ 100,250 豪ドル</td>
</tr>
<tr>
<td>市場価格調整率 ＝ $1 - \left(\frac{1+②}{1+③+0.45\%} \right)^{④／12}$
＝ $1 - \left(\frac{1+1.2\%}{1+1.7\%+0.45\%} \right)^{60／12}$
＝ 4.56%</td>
<td>市場価格調整率 ＝ $1 - \left(\frac{1+②}{1+③+0.45\%} \right)^{④／12}$
＝ $1 - \left(\frac{1+1.2\%}{1+0.7\%+0.45\%} \right)^{60／12}$
＝ －0.25%</td>
</tr>
</table>

＊ 端数処理などは実際の取扱いと異なります。

【参考】

●市場価格調整率は、つぎの算式により計算されます。【詳細はP19 をご参照ください】

$$\text{市場価格調整率} = 1 - \left(\frac{1+\text{適用されている積立利率}}{1+\text{解約返還金計算日の積立利率}+0.45\%} \right)^{\text{残存月数}／12}$$

■解約返還金額例（指定通貨が豪ドル、運用期間が 10 年、年金原資保証率が 100%の場合）
基本保険金額が 100,000 豪ドル、適用されている積立利率が 1.2%の場合の例

●特別勘定の運用実績が年率 10.0%のとき

経過年数	積立金額（豪ドル）	解約返還金額（豪ドル）		
		積立利率の変動幅		
		1.0%上昇	同水準	1.0%低下
1 年	102,185	82,885	90,167	98,203
3 年	106,942	91,418	97,328	103,721
5 年	112,295	100,723	105,127	109,798
10 年	129,100	128,200	128,200	128,200

●特別勘定の運用実績が年率 0.0%のとき

経過年数	積立金額（豪ドル）	解約返還金額（豪ドル）		
		積立利率の変動幅		
		1.0%上昇	同水準	1.0%低下
1 年	101,065	81,765	89,047	97,083
3 年	103,235	87,711	93,620	100,014
5 年	105,457	93,885	98,289	102,961
10 年	111,250	110,350	110,350	110,350

●特別勘定の運用実績が年率－10.0%のとき

経過年数	積立金額（豪ドル）	解約返還金額（豪ドル）		
		積立利率の変動幅		
		1.0%上昇	同水準	1.0%低下
1 年	99,945	80,645	87,927	95,963
3 年	100,200	84,676	90,585	96,978
5 年	100,870	89,299	93,702	98,374
10 年	103,955	103,055	103,055	103,055

＊ 特別勘定の運用実績が一定のまま推移したと仮定して計算したものであり、将来のお支払いをお約束するものではありません。

＊ 「積立利率の変動幅」とは、「解約返還金計算日の積立利率」と「適用されている積立利率」との差のことをいいます。

＊ 「特別勘定の運用実績」は、お客さまにご負担いただく諸費用【P45 をご参照ください】を控除した後の数値としています。

＊ 例示の積立利率の変動幅および特別勘定の運用実績は、上限または下限を示すものではありません。したがって、実際の解約返還金額が例示の金額を下回る場合があります。

＊ 積立金額および解約返還金額は、年単位の契約応当日の前日末の金額を例示しています。また、解約返還金額は、解約控除（この保険の基本保険金額×経過年数に応じた解約控除率）を差し引いて計算しています。

＊ 上表に記載の積立金額および解約返還金額の数値は、１豪ドル未満切捨てにより表示しています。

被保険者による保険契約者への解約の請求

保険契約者と被保険者が異なるご契約の場合、つぎに掲げる事由に該当するときは、被保険者は保険契約者に対し、ご契約の解約を請求することができます。この場合、被保険者から解約の請求を受けた保険契約者は、ご契約の解約を行う必要があります。

①保険契約者または死亡給付金受取人が当社に保険給付を行わせることを目的として死亡給付金のお支払事由を発生させた場合、または発生させようとした場合

②死亡給付金受取人がこのご契約の死亡給付金の請求について詐欺を行った場合、または行おうとした場合

③上記①および②のほか、被保険者の保険契約者または死亡給付金受取人に対する信頼を損ない、ご契約の存続を困難とする重大な事由がある場合

④保険契約者と被保険者との間の親族関係の終了その他の事情により、被保険者がご契約のお申込みの同意をするにあたって基礎とした事情が著しく変化した場合

死亡給付金受取人によるご契約の存続

保険契約者の差押債権者、破産管財人など（以下「債権者など」といいます。）によるご契約の解約は、解約の通知が当社に到着した時から１か月を経過した日に効力を生じます。

債権者などが解約の通知を行った場合でも、解約が当社に通知された時において、つぎのすべてを満たす死亡給付金受取人はご契約を存続させることができます。

①保険契約者の親族、被保険者の親族または被保険者本人であること

②保険契約者でないこと

死亡給付金受取人がご契約を存続させるためには、解約の通知が当社に到着した時から１か月を経過する日までの間に、つぎのすべての手続きを行う必要があります。

①保険契約者の同意を得ること

②解約の通知が当社に到着した日に解約の効力が生じたとすれば当社が債権者などに支払うべき金額を、債権者などに対して支払うこと

③上記②について、債権者などに支払った旨を当社に対して通知すること（当社への通知についても期間内に行うこと）

＊ 解約の通知が当社に到着した時から１か月を経過した日が年金支払開始日以後となる場合は、上記取扱いはありません。

年金支払開始日の繰延べ

年金支払開始日の前日に、１回に限り、３年を限度として、年金支払開始日を繰り延べることができます。ただし、繰延べ期間の満了日は、被保険者の年齢が 90 歳となる年単位の契約応当日の前日を限度とします。

当社は、繰延べ前の年金支払開始日の前日末における積立金額について、繰延べ前の年金支払開始日における当社所定の利率による利息をつけて積み立てます。（積み立てられる金額を繰延べ後積立金額といいます。）

・繰延べ後の年金額は、繰延べ後の年金支払開始日の前日における繰延べ後積立金額を年金原資額として、繰延べ後の年金支払開始日における基礎率など（予定利率など）に基づいて計算します。

繰延べ期間中の死亡給付金額および解約返還金額は、繰延べ後積立金額とします。

特別勘定の廃止に伴う積立金の移転

この保険では、ご契約時に指定した特別勘定を他の特別勘定に変更することはできません。

ただし、指定された特別勘定資産が著しく減少し効率的な資産運用が困難になったときや運用対象である投資信託が償還され運用対象として存続しなくなったときなど特別な事情がある場合には、当社は、その特別勘定を廃止しその特別勘定と類似の投資方針を有する他の特別勘定に積立金を移転することがあります。

なお、特別勘定の廃止に伴う積立金の移転をするときには、その廃止日（移転日）の２か月前までに、保険契約者にその旨お知らせします。

特別勘定資産の正常な評価ができない場合の取扱い

●天災、戦争その他の変乱、火災またはシステムの障害その他これらに準じる突発的な異常事態によって特別勘定資産の売買ができないときは、その特別勘定について売買ができなくなった日から売買ができることとなった日（以下「取引再開日」といいます。）の前日までの期間（以下「取引停止期間」といいます。）中、下表のとおり取り扱います。この場合、当社の本社および各募集代理店において掲示を行うとともに、当社ホームページ（http://www.d-frontier-life.co.jp/）にてお知らせします。

●下表の取扱いに該当する保険契約者には、個別に通知します。

■お取扱を停止するもの

	特別勘定資産の売買ができない場合の取扱い
「目標値到達時定額円貨建終身保険移行特約」を付加した場合	●取引停止期間中は、判定基準金額に対する主契約の解約返還金額の円換算額の割合が目標値に到達した場合でも、主契約の定額の円貨建終身保険への移行は行いません。

■お手続きの受付を停止し、すでに受け付けたお申出をなかったものとするもの

	特別勘定資産の売買ができない場合の取扱い	手続き再開時の取扱い
保険契約のお申込み	●取引停止期間中は、保険契約のお申込みの受付を行いません。 ●すでにお申込みを受け付けていた場合でも、そのお申込みはなかったものとして取り扱います。	取引再開日から受付を再開します。
「目標値到達時定額円貨建終身保険移行特約」付加のお申込み	●取引停止期間中は、この特約の付加のお申込みの受付を行いません。 ●すでにお申込みを受け付けていた場合でも、そのお申込みはなかったものとして取り扱います。	
「定額終身保険移行特約（移行後通貨指定型）」付加のお申込み（※）		

※ 終身保険移行日等の特別取扱についても、年金支払開始日が取引停止期間中になる場合は同様です。

■お手続きを延期するもの

		特別勘定資産の売買ができない場合の取扱い
解約		●取引停止期間中も、解約のお申出の受付を行います。 ●ただし、取引再開日の翌営業日に解約されるものとします。この場合、その解約される日を解約返還金計算日とします。（※）
「目標値到達時定額円貨建終身保険移行特約」を付加した場合	目標値の変更	●取引停止期間中も、目標値の変更のお申出の受付を行います。 ●ただし、取引再開日の翌営業日に目標値が変更されるものとします。（※）
	特約の解約	●取引停止期間中も、この特約の解約のお申出の受付を行います。 ●ただし、取引再開日の翌営業日に特約が解約されるものとします。（※）

※ 取引再開日までに、保険契約者よりお手続きの中止のお申出があった場合は、その請求がなかったものとして取り扱います。

保険契約者、年金受取人および死亡給付金受取人などの変更

（1）保険契約者の変更

●保険契約者は、年金支払開始日前に限り、被保険者および当社の同意を得て、保険契約者を変更することができます。

●保険契約者を変更しますと、保険契約上の権利義務（受取人を変更する権利など）はすべて新たな保険契約者に引き継がれます。

（2）年金受取人の変更

●保険契約者（年金支払開始日以後は年金受取人）は、被保険者の同意を得て、年金受取人を変更することができます。この場合、当社へご通知ください。

●ただし、年金受取人は保険契約者または被保険者のいずれかからご指定いただく必要があります。

■年金支払開始日前に年金受取人が死亡したときは、すみやかにお客さまサービスセンターにご通知ください。

●年金受取人の死亡時以後、年金受取人の変更手続きが行われていない間は、被保険者が年金受取人となります。

（3）後継年金受取人の指定または変更

●保険契約者（年金支払開始日以後は年金受取人）は、被保険者の同意を得て、後継年金受取人を指定または変更することができます。この場合、当社へご通知ください。

●後継年金受取人は、被保険者、被保険者の配偶者または被保険者の３親等以内の血族である方のうちからご指定願います。（後継年金受取人は、１人の年金受取人に１人のみご指定できます。）

（4）死亡給付金受取人の変更

●保険契約者は、死亡給付金の支払事由発生前に限り、被保険者の同意を得て、死亡給付金受取人を変更することができます。この場合、当社へご通知ください。

●死亡給付金受取人は、被保険者の配偶者または被保険者の３親等以内の血族である方のうちからご指定願います。

■死亡給付金受取人が死亡したときは、すみやかにお客さまサービスセンターにご通知ください。

●新しい死亡給付金受取人に変更する手続きをしていただきます。

●死亡給付金受取人の死亡時以後、死亡給付金受取人の変更手続きが行われていない間は、死亡給付金受取人の死亡時の法定相続人が死亡給付金受取人となります。

＊ 死亡給付金受取人となった人が２人以上いる場合は、死亡給付金の受取割合は均等となります。

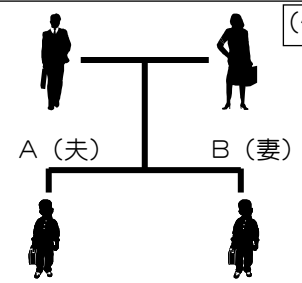

（例）保険契約者および被保険者：Ａさん　死亡給付金受取人：Ｂさん

●Ｂさんが死亡し、死亡給付金受取人の変更手続きが行われていない間は、Ｂさんの死亡時の法定相続人であるＡさん、ＣさんおよびＤさんが死亡給付金受取人となります。

●その後、Ａさんが死亡した場合は、ＣさんおよびＤさんが死亡給付金受取人となります。この場合、ＣさんおよびＤさんの死亡給付金の受取割合は均等（それぞれ 50%ずつ）となります。

＊ 死亡給付金受取人の範囲などは、ご契約の形態、ご親族の構成、死亡した順序などにより決まります。詳しくは、お客さまサービスセンターにお問い合わせください。

（5）遺言による年金受取人の変更など

●年金受取人の変更、死亡給付金受取人の変更、後継年金受取人の指定または変更については、法律上有効な遺言により行うことができます。この場合、保険契約者が死亡した後、保険契約者の相続人（遺言執行者が指定されているときは遺言執行者を含みます。）から当社へご通知ください。

●遺言による年金受取人の変更、死亡給付金受取人の変更、後継年金受取人の指定または変更は、被保険者の同意がなければ、その効力を生じません。

⚠

・当社が年金受取人の変更、死亡給付金受取人の変更、後継年金受取人の指定または変更の通知を受ける前に、指定または変更前の年金受取人、死亡給付金受取人または後継年金受取人に年金または死亡給付金をお支払いしたときは、そのお支払い後に指定または変更後の年金受取人、死亡給付金受取人または後継年金受取人から年金または死亡給付金の請求を受けても、当社は年金または死亡給付金をお支払いしません。

◆年金などの税法上の取扱い

●年金などをお受取りの際は、保険契約者・被保険者・受取人の関係によって税法上の取扱いが異なります。

●保険契約者または受取人の変更の際は、税法上の取扱いを十分ご確認のうえご請求願います。

ご契約内容の変更手続き

1 年金支払期間の変更

●年金支払開始日前に限り、当社所定の基準を満たす場合には年金支払期間を変更することができます。

●年金支払期間を変更する場合は、当社所定の請求書類をご提出ください。

2 通信先の変更など

（1）通信先を変更するとき

すみやかにお客さまサービスセンターに、つぎの事項をご連絡ください。

・保険証券番号（同時に変更すべき他のご契約もお知らせください。）

・保険契約者名　・新住所と電話番号　・旧住所

（2）保険契約者、被保険者、受取人が改姓または改名したとき

すみやかにお客さまサービスセンターにご連絡ください。お手続きに必要な書類などについてご案内いたします。

・通信先の変更などについて当社へご連絡がない場合、当社から大切なお知らせなどの通知をお届けできなくなるため、必ずご連絡ください。

3 保険証券の紛失または盗難の場合

●保険証券を紛失または盗難にあわれた場合、ただちにお客さまサービスセンターにご連絡ください。お手続きに必要な書類などについてご案内いたします。

年金または死亡給付金のご請求方法

年金または死亡給付金の支払事由が生じた場合には、お客さまサービスセンターにご連絡ください。請求書類など、ご請求にあたっての詳しいご案内をさせていただきます。

●諸手続きをする場合には、ご本人であることを確認させていただいていますので、ご了承願います。また、代理人の方が手続きする場合には、委任状および代理人の方の本人確認のできる書類などが必要です。

●団体（個人事業主を含みます。）を保険契約者および死亡給付金受取人とし、その従業員を被保険者とする契約形態の場合において、団体が受け取った給付金を死亡退職金または弔慰金など（以下「死亡退職金など」といいます。）として死亡退職金などの受給者に支払うときは、死亡給付金の請求の際に、当社所定の請求書類に加えて、死亡退職金などの受給者が給付金の請求内容を了知していることがわかる書類もご提出いただく必要があります。この場合、死亡退職金などの受給者については、当該受給者であることの証明書を必要とします。

お客さまからのご請求に応じて、死亡給付金のお支払いを行う必要がありますので、死亡給付金のお支払事由が生じた場合のほか、ご不明な点が生じた場合などについても、すみやかにお客さまサービスセンターにご連絡ください。

年金または死亡給付金のお支払期限

年金または死亡給付金のご請求があった場合、当社は請求書類が当社に到着した日（書類に不備がある場合は、完備した日とします。また、請求書類が当社に到着した日が営業日でない場合は、その日の翌営業日となります。以下同じ。）の翌日から起算して５営業日以内にお支払いします。

ただし、年金または死亡給付金をお支払いするための確認・照会・調査が必要な場合は、つぎのとおりとします。

	年金または死亡給付金をお支払いするための確認などが必要な場合	お支払期限
①	●お支払事由発生の有無の確認が必要な場合 ●免責事由に該当する可能性がある場合 ●不法取得目的、詐欺または重大事由に該当する可能性がある場合	請求書類が当社に到着した日の翌日から起算して 45 日以内にお支払いします。
②	①の確認を行うために特別な照会や確認が必要なつぎの場合 ●弁護士法に基づく照会その他の法令に基づく照会が必要な場合 ●研究機関などの専門機関による医学または工学などの科学技術的な特別の調査、分析または鑑定が必要な場合 ●保険契約者、被保険者または年金受取人もしくは死亡給付金受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道などから明らかである場合における、送致、起訴、判決などの刑事手続の結果についての警察、検察などの捜査機関または裁判所に対する照会が必要な場合 ●日本国外における調査が必要な場合	請求書類が当社に到着した日の翌日から起算して 180 日以内にお支払いします。

⚠

・年金または死亡給付金をお支払いするための上記の確認などに際し、保険契約者、被保険者、年金受取人または死亡給付金受取人が正当な理由なくその確認などを妨げ、または確認などに応じなかったときは、当社はこれにより確認などが遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は年金または死亡給付金をお支払いしません。

死亡給付金のご請求手続きの流れ

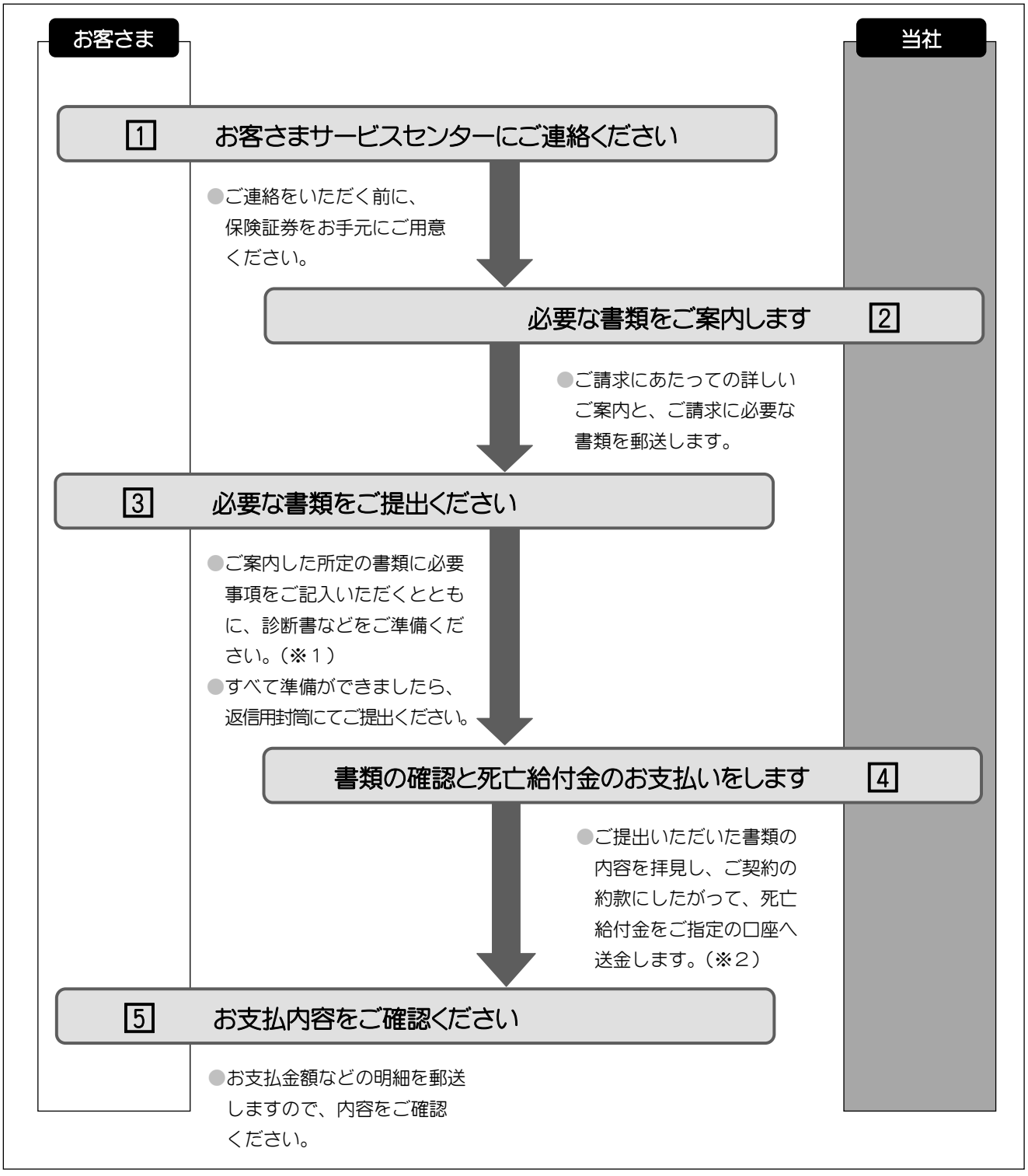

※１ ご請求の内容によって診断書、戸籍謄(抄)本、住民票などをご提出いただきます。また、これらの書類の発行にかかる費用はお客さまのご負担となりますので、あらかじめご了承ください。

※２ ご提出いただいた書類を拝見した結果、死亡給付金をお支払いできない場合【P31 をご参照ください】があります。また、加入時の状況または事故の原因などについて、詳細な事実を確認（医療機関などへの確認を含みます。）させていただくため、死亡給付金のお支払いまでに日数を要する場合【P39 をご参照ください】があります。

《ご照会先》
お客さまサービスセンター
フリーダイヤル：０１２０－８７６－１２６
営業時間：月曜日～金曜日（祝日、年末・年始などの休日を除く）9：00～17：00

年金または死亡給付金の請求訴訟

年金または死亡給付金の請求に関する訴訟については、当社の本社所在地または受取人の住所地を管轄する高等裁判所（支部を除きます。）の所在地を管轄する地方裁判所を、合意による管轄裁判所とします。

保険契約者への情報提供

保険契約者に、定期的にご契約内容および特別勘定の運用状況についてお知らせします。また、当社ホームページ（http://www.d-frontier-life.co.jp/）の閲覧またはお客さまサービスセンターへの照会をすることで、特別勘定の現況を確認することができます。

1 ご契約内容の状況（特別勘定による運用期間中、年４回通知）

＊ ３月末、６月末、９月末、12 月末のご契約状況をお知らせします。

つぎの項目を書面にて通知いたします。

・証券番号　・保険契約者名　・契約日　・計算基準日　・年金支払開始日　・年金の種類
・指定通貨　・適用されている積立利率　・年金原資保証率
・基本保険金額（定率部分および運用実績連動部分の基本保険金額）　・定率部分および運用実績連動部分の割合
・死亡給付金額　・積立金額（定率部分および運用実績連動部分の積立金額）　・解約返還金額

2 特別勘定の運用状況（特別勘定による運用期間中、年４回通知）

＊ ３月末、６月末、９月末、12 月末の運用状況をお知らせします。

つぎの項目を書面にて通知いたします。

・特別勘定資産の内訳　・運用実績

3 特別勘定の現況

つぎの項目について、当社ホームページ（運用レポート・基準価額照会）にて閲覧またはお客さまサービスセンターへの照会が可能です。

・特別勘定の運用概況　・特別勘定の基準価額（毎日更新）

4 ご契約内容に関する照会

ご契約内容に関するつぎの項目のお問合わせについては、お客さまサービスセンターにご連絡ください。

・死亡給付金額、積立金額、解約返還金額

＊ なお、定額の円貨建終身保険への移行後および定額の移行後指定通貨建の終身保険への移行後はご契約内容について年２回通知を行います。

生命保険と税金

この保険にかかわる税務は以下のとおりです。

外貨建の保険契約であっても、日本において契約される保険契約であることから、税務の取扱いについては、他の円貨建の生命保険と同様になります。

＊ 2037 年 12 月 31 日までの各年の所得税に対しては「復興特別所得税」が適用され、各年の所得税額に対して 2.1%を乗じた金額が追加的に課税されます。下記の記載内容は、これを加味しています。

＊ ご契約者が法人である場合には、法人税、事業税および住民税などに関するお取扱いになりますのでご注意ください。

1 外貨建の保険契約の取扱い

外貨建の保険料、年金、死亡給付金などは、つぎの基準により円貨に換算したうえで、「2 生命保険料控除」および「3 年金および死亡給付金などの税法上の取扱い」に基づき取り扱われます。

項目		円換算日	換算日の為替レート
保険料		当社が保険料を受領する日	円換算日最終の 対顧客電信売買相場仲値（TTM）
（特約）年金		（特約）年金支払日	円換算日最終の 対顧客電信売買相場仲値（TTM）
年金原資額の一時支払	所得税（一時所得）の対象となるもの	年金支払開始日	円換算日最終の 対顧客電信売買相場仲値（TTM）
	源泉分離課税の対象となるもの		円換算日最終の 対顧客電信買相場（TTB）
死亡給付金	所得税（一時所得）の対象となるもの	支払事由発生日	円換算日最終の 対顧客電信売買相場仲値（TTM）
	相続税・贈与税の対象となるもの		円換算日最終の 対顧客電信買相場（TTB）
解約返還金	所得税（一時所得）の対象となるもの	解約返還金計算日	円換算日最終の 対顧客電信売買相場仲値（TTM）
	源泉分離課税の対象となるもの		円換算日最終の 対顧客電信買相場（TTB）

＊ 「保険料円貨入金特約」を付加した場合は、上表の保険料については円貨払込金額となります。

＊ 「保険料外貨入金特約」を付加した場合は、上表の保険料については外貨払込金額を円換算した金額となります。

＊ 「円貨支払特約」、「目標値到達時定額円貨建終身保険移行特約」または「定額終身保険移行特約（移行後通貨指定型）」を付加した場合で、当社が、年金、死亡給付金などを円貨でお支払いしたときは、そのお支払いした金額に基づき課税されます。

・お受取額は円貨に換算した金額で課税されるため、税引後の外貨建のお受取額が一時払保険料相当額を下回ることがあります。

2 生命保険料控除

（1）所得控除の取扱い

●当年中（1月から 12 月まで）にお払込みの保険料（この保険のほか、他の生命保険料控除の対象となる保険契約の保険料と合算されます。）に応じた金額がその年の所得から控除されます（※）ので、その年分の所得税と翌年分の住民税が軽減されます。

※ ただし、契約日が払い込んだ年の翌年となる場合は、契約日の属する年の控除の対象となります。

●納税する人が保険料を払い込み、年金受取人・死亡給付金受取人などのすべての受取人が、保険料負担者もしくはその配偶者・その他の親族となるご契約に限り対象となります。

●年末調整または確定申告の際に、お忘れなくご申告ください。（この保険では、保険証券に同封されている生命保険料控除証明書をご使用ください。）

●生命保険料控除には一般の生命保険料控除、介護医療保険料控除および個人年金保険料控除がありますが、この保険は一般の生命保険料控除の対象となります。（介護医療保険料控除および個人年金保険料控除の対象とはなりません。）

（2）所得税の所得控除額

年間正味払込保険料	総所得金額等から控除される金額
80,000 円超	一律 40,000 円

（3）住民税の所得控除額

年間正味払込保険料	総所得金額等から控除される金額
56,000 円超	一律 28,000 円

3 年金および死亡給付金などの税法上の取扱い

（1）年金の取扱い

所得税（雑所得）＋住民税の対象となります。（※１）

※1 年金の一括払をした場合は、所得税（一時所得）（※2）＋住民税の扱いとなります。また、保険契約者と年金受取人が別人の場合（「死亡給付金等の年金払特約」を付加して死亡給付金を年金で受け取る場合を含みます。）、初回の年金は非課税となり、２回目以降の年金のうち一部が課税対象となります。

※2 他の一時所得と合算して年間 50 万円限度の特別控除があります。特別控除をこえる部分はその 1/2 の金額が他の所得と合算して総合課税されます。

⚠ ・保険契約者と年金受取人が別人の場合、年金支払開始時に別途贈与税が課税されます。

（2）死亡給付金の取扱い

保険契約者（保険料負担者）・被保険者・死亡給付金受取人の関係によって、つぎのとおり課税の種類が異なります。

契約形態	契約例			課税の種類
	保険契約者	被保険者	死亡給付金受取人	
保険契約者と被保険者が同一人	A	A	B	相続税
保険契約者と死亡給付金受取人が同一人	A	B	A	所得税（一時所得）（※）＋住民税
保険契約者、被保険者、死亡給付金受取人がそれぞれ別人	A	B	C	贈与税

※ 他の一時所得と合算して年間 50 万円限度の特別控除があります。特別控除をこえる部分はその 1/2 の金額が他の所得と合算して総合課税されます。

（3）年金原資額の一時支払の取扱い

年金原資額の一時支払をした場合は、つぎのとおり取り扱われます。

契約形態	課税の種類	
年金受取人と保険契約者が同一人	契約日から年金支払開始日の前日までの期間が５年以内の場合	契約日から年金支払開始日の前日までの期間が５年超の場合
	年金原資額と一時払保険料相当額との差益について 20.315%源泉分離課税	年金原資額と一時払保険料相当額との差益について 所得税（一時所得）（※）＋住民税
年金受取人と保険契約者が別人	年金原資額について贈与税	

※ 他の一時所得と合算して年間 50 万円限度の特別控除があります。特別控除をこえる部分はその 1/2 の金額が他の所得と合算して総合課税されます。

（4）解約の際の取扱い

解約の際に差益（解約返還金額から一時払保険料相当額を差し引いた金額）があるときは、その差益について、つぎのとおり取り扱われます。

課税の種類	
契約日から５年以内の解約の場合	契約日から５年超の解約の場合
20.315%源泉分離課税	所得税（一時所得）（※）＋住民税

＊「目標値到達時定額円貨建終身保険移行特約」または「定額終身保険移行特約（移行後通貨指定型）」を付加して終身保険へ移行した場合は、解約の時期にかかわらず所得税（一時所得）（※）＋住民税の扱いとなります。

※ 他の一時所得と合算して年間 50 万円限度の特別控除があります。特別控除をこえる部分はその 1/2 の金額が他の所得と合算して総合課税されます。

⚠ ・ここに記載の税務上の取扱いは 2017 年２月現在のものです。法令改正などにより税務の取扱いが変更となった場合には、変更後の内容が適用されますのでご注意ください。また、個別の取扱いなどについては、税理士などの専門家または所轄の税務署にご確認ください。

特別勘定の評価方法および運用体制

特別勘定の評価方法および運用体制

1 特別勘定の評価方法

●特別勘定の評価は毎日行い、その成果を積立金に反映させます。

●特別勘定の評価方法はつぎのとおりとします。ただし、この評価方法については将来変更することがあります。

運用対象	評価方法
国内外の株式および公社債	時価評価
国内外のその他の有価証券	時価評価
貸付金	原価法
コールローンおよび預貯金	原価法
為替予約、先物、オプション取引などのデリバティブ取引	時価評価（評価差額を損益に計上）

＊ 指定通貨以外の通貨建の資産および負債の換算方法については、期末時換算法によるものとします。

2 特別勘定の運用体制

●この保険に関する特別勘定の運用は、つぎの体制の下で実施します。（2017年２月現在）

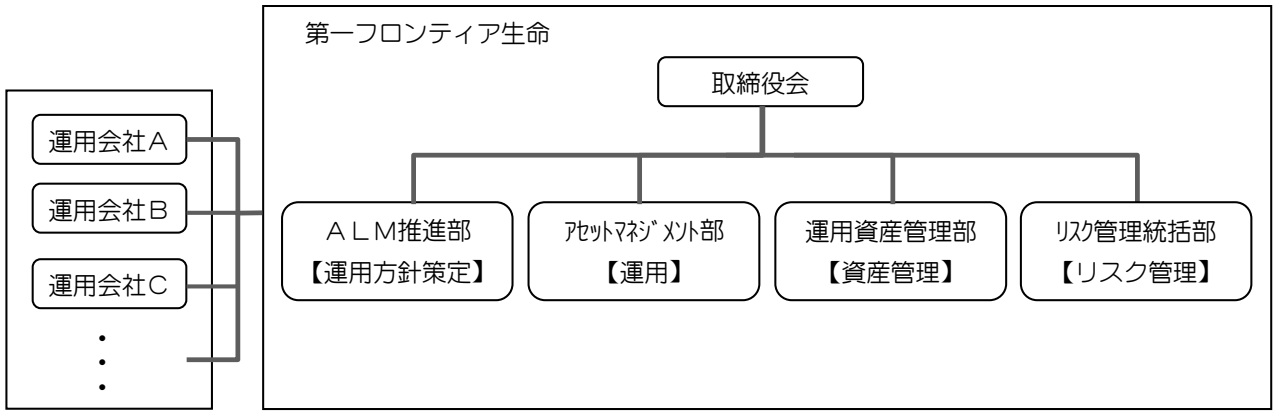

＊ 運用体制については、将来、予告なく変更することがあります。

■運用プロセス

●運用方針の決定

ＡＬＭ推進部が運用方針を策定し、取締役会にて運用方針を決定します。

●運用の実行

アセットマネジメント部の運用担当者は、決定された運用方針に則しつつ、保険契約者の指定に基づき、各運用会社の投資信託などを用いて運用します。

●資産管理

運用資産管理部は、特別勘定資産の管理、保全、評価を行います。

●リスク管理

リスク管理部門として独立して設置されたリスク管理統括部が、特別勘定資産の運用状況の監視・けん制を行います。

お客さまにご負担いただく諸費用

お客さまにご負担いただく諸費用

この保険にかかる費用は、以下の1運用期間中の費用と2年金支払期間中の費用の合計額となります。そのほか、特定のお客さまには、3通貨の換算にかかる費用、4定額円貨建移行日以後および終身保険移行日以後の費用、5ご契約の解約などの際の費用をご負担いただきます。

1 運用期間中の費用

（1）定率部分における費用

積立利率の計算にあたって、ご契約の締結・維持などに必要な費用および死亡給付金を支払うための費用をあらかじめ差し引いております。

（2）運用実績連動部分における費用

基準価額は、つぎの費用を控除したうえで計算されます。

項目	目的	費用	時期
保険契約関係費	死亡給付金の最低保証やご契約の締結・維持などに必要な費用です。	特別勘定の資産総額に対して年率1.85％	左記の年率の1／365を運用実績連動部分の積立金から毎日控除します。
資産運用関係費（※）	運用にかかわる費用として、投資対象となる投資信託にかかる信託報酬などです。	信託報酬は、投資信託の純資産総額に対して年率0.20％（税抜き）	左記の年率の1／365を投資信託の信託財産から毎日控除します。

※ 上記の信託報酬のほか、信託事務に関する諸費用、監査費用、有価証券・金融派生商品の取引にかかわる費用および消費税などを間接的にご負担いただきます。なお、売買委託先、売買金額などによって手数料率が変動するなどの理由から、これらの計算方法は表示しておりません。記載の信託報酬は2017年２月現在の数値であり、運用会社により将来変更される場合があります。

2 年金支払期間中の費用

年金支払期間中の毎年の年金支払日に、つぎの費用をご負担いただきます。

項目	目的	費用	時期
保険契約関係費（年金管理費）（※）	年金支払管理に必要な費用です。	支払われる年金額に対して0.4％（円貨の場合は0.35％）	年金支払開始日以後、年金支払日に責任準備金から控除します。

※ 年金額は、年金支払開始日以後、年金の支払いとともに上記の費用を控除する前提で算出されますので、費用が年金額から差し引かれるものではありません。また、保険契約関係費（年金管理費）は2017年２月現在の数値であり、将来変更することがありますが、年金支払開始時点の保険契約関係費（年金管理費）は、年金支払期間を通じて適用されます。なお、「年金支払移行特約」および「死亡給付金等の年金払特約」を付加した場合の特約年金についても同様の取扱いとなります。

3 通貨の換算にかかる費用

以下の特約により、保険料、年金額、給付金額、解約返還金額などを円貨から指定通貨、指定通貨から円貨などにそれぞれ換算する為替レートには為替手数料が反映されており、当該手数料はお客さまのご負担となります。

■具体的な為替レートは、以下のとおりとなります。

「保険料円貨入金特約」の為替レート		TTM＋50銭
「保険料外貨入金特約」の為替レート		（払込通貨のTTM－25銭）÷（指定通貨のTTM＋25銭）
「円貨支払特約」の為替レート		TTM－50銭
「目標値到達時定額円貨建終身保険移行特約」の目標値判定為替レート		TTM－50銭
「定額終身保険移行特約（移行後通貨指定型）」の為替レート	移行後指定通貨が移行前の指定通貨と異なる外貨の場合	（移行前の指定通貨のTTM－25銭）÷（移行後指定通貨のTTM＋25銭）
	移行後指定通貨が円貨の場合	TTM－50銭

＊ 上記の為替レートは、2017年２月現在の数値であり、将来変更することがあります。

4 定額円貨建移行日以後および終身保険移行日以後の費用

「目標値到達時定額円貨建終身保険移行特約」を付加していて定額の円貨建終身保険に移行する場合および「定額終身保険移行特約（移行後通貨指定型）」を付加して定額の移行後指定通貨建の終身保険に移行する場合、移行後基本保険金額は、保険契約の維持などに必要な費用および死亡給付金を支払うための費用を控除する前提で算出されます。

＊ 上記の費用は、定額円貨建移行日または終身保険移行日の年齢、性別、経過期間などによって異なるため、これらの計算方法は表示しておりません。

5 ご契約の解約などの際の費用

運用期間中にご契約を解約する場合や、「目標値到達時定額円貨建終身保険移行特約」を付加していて運用期間中に定額の円貨建終身保険に移行する場合、「定額終身保険移行特約（移行後通貨指定型）」を付加して定額の移行後指定通貨建の終身保険に移行する場合（「終身保険移行日等の通常取扱」に限ります。P25 をご参照ください。）などに、つぎの費用をご負担いただきます。

項目	目的	費用	時期
解約控除	ご契約の解約などに必要な費用です。	この保険の基本保険金額に経過年数に応じた解約控除率（※）を乗じた金額	ご契約の解約などの際に控除します。

※ 解約控除率は経過年数に応じたつぎの率となります。

経過年数	1年未満	1年以上2年未満	2年以上3年未満	3年以上4年未満	4年以上5年未満	5年以上6年未満	6年以上7年未満	7年以上8年未満	8年以上9年未満	9年以上10年未満
運用期間5年	5.0%	4.0%	3.0%	2.0%	1.0%	−	−	−	−	−
運用期間10年	8.5%	7.7%	6.8%	6.0%	5.1%	4.3%	3.4%	2.6%	1.7%	0.9%

・保険料を外貨でお支払いになる際には、銀行への振込手数料などの手数料を保険契約者にご負担いただく場合があります。また、年金額、給付金額、解約返還金額などを外貨でお受取りになる際には、取扱金融機関により諸手数料などの実費をご負担いただく場合があります。当該手数料はお客さまのご負担となります。

＊ 上記の諸手数料は取扱金融機関によって異なります。